

【仕様書委員会】標準仕様書（機種）05_収納管理

機能名称	仕様書たたきき	業務フロー上の対応	運営地方団体 機能要件					標準化候補検討		納品書 町前ご意見 (集約)	
			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目 (論点)	検討項目 (論点)
3	2.1.3.	2.16	<p>【収納取込】</p> <p>60. 収入額と課税額の不整合、消込対象データなし、納税不一致などのエラー (以下消込エラーという) にかかわらず、収納情報を取込めること。 【エラー対象者照会】</p> <p>62. 消込エラーの対象者をわづらひ (画面) より照会できること。 【エラー一覧出力】</p> <p>63. 消込エラーデータの一覧の出力ができること。 【消込情報照理チェック】</p> <p>64. 作成された消込情報から、税目・年度・期別等の照理チェックを行う。照理チェックエラーとなったものも、消込用ファイルに格納する。</p> <p>【一括消込】</p> <p>61. 消込用ファイルをもとに、一括消込処理を行う。消込先がエラーとなったものは、消込エラー情報に出力する。本税定納かつ督促手数料未納となったものは、消込結果リストに出力する。</p>	<p>9.2.1.2 消込キーが一致しない場合にはエラーリストが出力されること</p> <p>9.2.1.2 納付額、課税年、事業年度、申告区分が一致しない場合にはエラーリストが出力されること。法人市民税の該当者のみがチェックできること。</p> <p>9.2.1.2 法人市民税システムにて入力した申告書長の法人事業者についてはエラーリストから除外できること</p> <p>9.2.1.2 二重消込が発生した場合には、エラーリストが出力できること (P/N、クレジット)</p> <p>9.2.1.2 不納次帳となっている該当者については、時効リストが出力できること</p> <p>9.2.1.2 消込をした納付額と課税額に過不足があった場合には過不足一覧が出力できること</p>	<p>60 入力した消し込み情報に矛盾があるときは、エラーとなること</p> <p>61 エラーとなった消し込み処理の消し込み対象の、消し込みデータとエラー内容をリストにして出力すること</p> <p>62 消し込みエラーとなった情報は、日時のfrom-to、税目などで抽出できること</p> <p>63 前納付書、前納口座納付への対応が可能になること。前納くずりのエラーリストを作成できること</p> <p>64 消し込み処理の対象に矛盾がある場合は、エラーとなること</p>	<p>59 各種の振込データ時に消込エラーリストが作成できること</p> <p>61 消込エラー時に、税目ごとに消込みエラーリストが出力できること</p> <p>62 消し込みエラーとなった情報は、日時のfrom-to、税目などで抽出できること</p> <p>63 前納付書、前納口座納付への対応が可能になること。前納くずりのエラーリストを作成できること</p> <p>64 消し込み処理の対象に矛盾がある場合は、エラーとなること</p>	<p>60 入力した消し込み情報に矛盾があるときは、エラーとなること</p> <p>61 エラーとなった消し込み処理の消し込み対象の、消し込みデータとエラー内容をリストにして出力すること</p> <p>62 消し込みエラーとなった情報は、日時のfrom-to、税目などで抽出できること</p> <p>63 前納付書、前納口座納付への対応が可能になること。前納くずりのエラーリストを作成できること</p> <p>64 消し込み処理の対象に矛盾がある場合は、エラーとなること</p>	<p>59 各種の振込データ時に消込エラーリストが作成できること</p> <p>61 消込エラー時に、税目ごとに消込みエラーリストが出力できること</p> <p>62 消し込みエラーとなった情報は、日時のfrom-to、税目などで抽出できること</p> <p>63 前納付書、前納口座納付への対応が可能になること。前納くずりのエラーリストを作成できること</p> <p>64 消し込み処理の対象に矛盾がある場合は、エラーとなること</p>	<p>エラーを洗い出し、情報の精度を担保するため、消込前に課定データと突き合わせてエラーを取り除くための機能は必須と考えられます</p>	<p><検討事項></p> <p>①前納付書、前納口座納付、前納くずりの運用について確認 (H市の運用)</p> <p>②時効の課定に対する納付について、システム上対応が必要な事項はどのようなものになるか (H市の運用の確認)</p> <p>③エラーチェックとして、論理エラーチェック以外に実施すべき機能はあるか。 ※その他に具体的に明記すべき必須機能はないか</p>	<p>①前納付書、前納口座納付、前納くずり</p> <p>⇒運用についてご回答ください (H市の運用)</p> <p>⇒時効の課定に対する納付について、システム上対応が必要な事項はどのようなものになるか (H市の運用の確認)</p> <p>⇒エラーチェックとして、論理エラーチェック以外に実施すべき機能はあるか。 ※その他に具体的に明記すべき必須機能はないか</p> <p>②時効の課定に対する納付</p> <p>⇒システム上対応が必要な事項はどのようなものになるかご回答ください (H市の運用の確認)</p> <p>⇒時効課定であっても完成の納付である可能性もあり、エラーで落とすべきではない (H市)</p> <p>③時効課定等、納められべきではない課定に対しての納付はエラーとする必要あり (H市)</p> <p>⇒通常の過誤納処理では十分ではないのか、要否と理由を併せてご回答ください</p> <p>④時効課定としてあがれば問題ない (現システムでは年度途中で時効をとかいたものについては課定が落ちないためしまし込まれ過誤納明細になっていない様子) (D市)</p> <p>【備考】 3.1.1の過誤納抽出条件に時効課定に対する納付を追加する。</p> <p>⑤</p> <p>⇒特になしでよい。ある場合は、要否と理由をご回答ください。</p> <p>⇒課税の大目自治体での必要となる条件をご回答ください。</p> <p>⇒時効の課定を滞りなく納付していただく必要があり、時効の課定も含まれているという認識でよい。現物としての収入金と一括消込データ上の合計額が一致しないことはありえないため、金額チェックは必須。 (K市)</p> <p>【備考】 「それぞれの収納チャネルごとの金額チェック」とは、何と何を突きつけているか (K市)</p>
3	2.1.4.	2.16	<p>【エラー修正】</p> <p>64. 入力済み消込エラーデータの修正ができること。 【エラー分消込処理】</p> <p>65. パンチ一括処理で消込エラーとなったものを表示する。納付書と照らし合わせて誤りを修正し、再消込処理を行う。納期前延滞金があり、消込を受けて完納になった場合、納期前延滞金を再計算する。 【収納コード変更】</p> <p>78. OCRで読み込んだデータ・パンチ入力データのうら、合併前旧市町村納付書のコードを本システムのコードに交換する。</p>	<p>9.2.1.2 エラーデータの修正ができること</p> <p>9.2.1.2 修正後、消込処理ができること。消込一括・個別での処理ができること</p> <p>9.2.1.2 修正後、対象者、修正事項について、修正前後の確認ができる修正済リストが出力できること</p> <p>OCR消込 収納消込処理</p> <p>115. 消込エラー分については既消込情報へ登録を行えること。(消込エラー分については、オンライン画面から照会、修正、消込が可能) また、消込エラーが無い分については日計明細情報に登録を行い消込を行えること。いずれの場合でも、日計表には集計されること。</p> <p>その他異動 完納</p> <p>111. 完納分確認表を作成できること。</p>	<p>64. 画面にて一覧表示された「消込エラーデータ」を選択し、内容を確認しつつエラー項目を直接訂正することで、そのまま消込処理が行えること</p> <p>OCR消込 収納消込処理</p> <p>115. 消込エラー分については既消込情報へ登録を行えること。(消込エラー分については、オンライン画面から照会、修正、消込が可能) また、消込エラーが無い分については日計明細情報に登録を行い消込を行えること。いずれの場合でも、日計表には集計されること。</p> <p>その他異動 完納</p> <p>111. 完納分確認表を作成できること。</p>	<p>64. 画面にて一覧表示された「消込エラーデータ」を選択し、内容を確認しつつエラー項目を直接訂正することで、そのまま消込処理が行えること</p> <p>OCR消込 収納消込処理</p> <p>115. 消込エラー分については既消込情報へ登録を行えること。(消込エラー分については、オンライン画面から照会、修正、消込が可能) また、消込エラーが無い分については日計明細情報に登録を行い消込を行えること。いずれの場合でも、日計表には集計されること。</p> <p>その他異動 完納</p> <p>111. 完納分確認表を作成できること。</p>	<p>64. 画面にて一覧表示された「消込エラーデータ」を選択し、内容を確認しつつエラー項目を直接訂正することで、そのまま消込処理が行えること</p> <p>OCR消込 収納消込処理</p> <p>115. 消込エラー分については既消込情報へ登録を行えること。(消込エラー分については、オンライン画面から照会、修正、消込が可能) また、消込エラーが無い分については日計明細情報に登録を行い消込を行えること。いずれの場合でも、日計表には集計されること。</p> <p>その他異動 完納</p> <p>111. 完納分確認表を作成できること。</p>	<p>71. 消込エラーデータが修正 (税目、年度等の変更) できること。</p>	<p>エラー把握とエラー修正が機能上結びついていない場合、業務効率に影響するため上記機能は必須であると考えます。</p> <p>また、修正作業自体の状況把握のため、修正内容についても確認が可能である必要があります。</p>	<p><確認事項></p> <p>①完納分確認表、合併前納付書 (D市) の運用について</p> <p>②その他に具体的に明記すべき必須機能はないか</p> <p>③</p> <p>完納分確認表、合併前納付書は特に運用していないこと (D市)。</p> <p>④</p> <p>a) 件数が多いことから、通知番号での特定が必要 (K市)</p> <p>⇒通知番号により特定できる機能は必須であるか</p> <p>⇒通知番号が多いこと、収入日、領収日のみでは検索が難しいのではないか。(E市)</p> <p>⇒通知番号ではなく、日々連携されるOCRやパンチの際に作成される領収書通知コードやパンチに付された管理番号、OCRやパンチのみで品数が3000件~15000件以上のデータがあるので、必要な都市は他にもあると想定される。(K市) ※通知番号ではなく、連携を一意に特定する番号 (E市) ※通知番号とはK市 (連携を一意に特定する番号) と同じものか (E市)</p> <p>【備考】 連携を一意に特定する番号での修正をたたききに追加</p> <p>※H市は消込データの修正はシステムの外で行っている運用</p>	
3	2.1.5.	2.16	<p>一般納付 (OCR・パンチ) の消込処理ができること。消込処理の結果、集計表が作成できること。 【窓口納付で納付があった場合、既消込の登録ができること】</p> <p>【既消込機能】</p> <p>68. 消込データを仮に (更新せずに) 消込み、事前に過誤納や、消込先の誤りなどの確認を行うことが可能。 【既収入機能】</p> <p>69. 窓口納付で住民が収めた際、既収入の登録を行うことで、納付書発行→金融機関→納付データ→消込までの間、納付があったことを確認することが可能。 督促発行時には、既収入として登録された納付分を加味した未納額を出力することが可能。</p>	<p>9.2.1.2 OCR分冊番号 (OCRヘッダー毎の任意の領収通知書の書) ごとに分冊別集計表を出力できること</p> <p>OCR消込 OCR日次決算処理</p> <p>113. 収入日計表を作成し、消込エラーが発生した場合には、法人市民税以外の科目については既消込エラーリスト、法人市民税については法人課税なし収納リストを作成できること。</p> <p>その他異動 完納</p> <p>109. 収納マスタから対象データを抽出し、完納分のファイルを削除できること。</p>	<p>82 給与特別徴収の納税通知書に付く納付書の情報で消し込みされること</p> <p>83 再発行納付書など、納税通知書に付く納付書以外による納付の消し込みデータで消し込みされること</p> <p>84 課税額と納付額が一致しない納付、リスト等で確認する機能があること</p> <p>85 給与特別徴収の従業員異動届提出を催告する機能が出力できること</p> <p>※課税額と納付額が一致しない対象を出力する想定</p>	<p>82 給与特別徴収の納税通知書に付く納付書の情報で消し込みされること</p> <p>83 再発行納付書など、納税通知書に付く納付書以外による納付の消し込みデータで消し込みされること</p> <p>84 課税額と納付額が一致しない納付、リスト等で確認する機能があること</p> <p>85 給与特別徴収の従業員異動届提出を催告する機能が出力できること</p> <p>※課税額と納付額が一致しない対象を出力する想定</p>	<p>82 給与特別徴収の納税通知書に付く納付書の情報で消し込みされること</p> <p>83 再発行納付書など、納税通知書に付く納付書以外による納付の消し込みデータで消し込みされること</p> <p>84 課税額と納付額が一致しない納付、リスト等で確認する機能があること</p> <p>85 給与特別徴収の従業員異動届提出を催告する機能が出力できること</p> <p>※課税額と納付額が一致しない対象を出力する想定</p>	<p>一般納付について、委託業者及び会計部署で集約された収納データにより消し込みができ、納付履歴 (収納日・領収日・金額・延滞金・納付方法) を管理 (更新) できること。</p>	<p>納付書による納付データを消し込むための必須機能であると見なされます。</p>	<p><検討事項></p> <p>①市役所窓口納付分の既消込登録の必要性について</p> <p>②後述のコンビニ連携データも含め、これらのデータの活用方法について (証明書の記載、督促止め等)</p> <p>③その他に具体的に明記すべき必須機能はないか</p> <p><確認事項></p> <p>・従業員異動届 (E市) の運用について確認</p> <p>・法人課税なし収納リスト (D市) の運用について確認</p> <p>⇒2.1.13に反映</p> <p>④</p> <p>a) 手動で収納履歴を登録できる機能が必要 (H市)</p> <p>⇒どのような場合に使用する機能かご回答ください。他の構成員においても、要否と理由を併せてご回答ください。</p> <p>⇒OCRデータを登録できなかった場合に必要 (H市)</p> <p>【備考】 領収書の登録でも必要となるか</p> <p>※アクセス権限で登録できるユーザーを制御する必要があるが、そのシステム単体でデータ登録する仕組みが必要である。(H市)</p> <p>【備考】 監督機能 (H市)</p> <p>その他</p> <p><確認事項></p> <p>①課税の未課定消込については、2.1.11にて検討</p> <p>②運用していない</p> <p>【備考】 たたききには登録しないこととする。</p> <p>③法人課税なし収納リスト (D市) の運用について、どのような運用にご回答ください。</p> <p>⇒共通納税で法人市民税の入金があった際、手動課定ができていない場合のエラーリスト。それをもとに、後日課定がたつてから保留になっていたデータの消込を完了する。(D市)</p> <p>【備考】 法人市民税の未課定消込については、2.1.11にて検討</p>	
3	2.1.6.	2.16	<p>口座振替の消込処理ができること。消込処理の結果、集計表が作成できること。</p> <p>【口座振替】</p> <p>76. 口座振替済みの消込ができること。</p> <p>口座振替結果取込処理 口座振替計算処理</p> <p>146. 指定した振替日の口座振替情報を振替済み状態に変更し、収入日計表を作成し、消込エラーが発生した場合には、法人市民税以外の科目については既消込エラーリスト、法人市民税については法人課税なし収納リストを作成できること。</p> <p>口座振替結果取込処理 収納消込処理</p> <p>148. 消込エラー分については既消込情報へ登録を行えること。(消込エラー分については、オンライン画面から照会、修正、消込が可能) また、消込エラーが無い分については日計明細情報に登録を行い消込を行えること。いずれの場合でも、日計表には集計されること。</p>	<p>76. 口座振替済みの消込ができること。</p> <p>口座振替結果取込処理 収納消込処理</p> <p>148. 消込エラー分については既消込情報へ登録を行えること。(消込エラー分については、オンライン画面から照会、修正、消込が可能) また、消込エラーが無い分については日計明細情報に登録を行い消込を行えること。いずれの場合でも、日計表には集計されること。</p>	<p>47 口座振替で引き落としできた情報から消し込み用データを作成する機能があること</p> <p>47 ××銀行口座振替サービス指定形式の口座振替結果データを取り込み、消し込みできること</p> <p>50 口座振替結果から正しく、消し込み等の必要な処理をする機能があること</p> <p>51 口座振替取込後、口座振替結果の反映処理前に、口座振替の結果を変更しても、変更前の情報どおり口座振替結果から正しく、消し込み等の必要な処理をする機能があること</p>	<p>47 口座振替で引き落としできた情報から消し込み用データを作成する機能があること</p> <p>47 ××銀行口座振替サービス指定形式の口座振替結果データを取り込み、消し込みできること</p> <p>50 口座振替結果から正しく、消し込み等の必要な処理をする機能があること</p> <p>51 口座振替取込後、口座振替結果の反映処理前に、口座振替の結果を変更しても、変更前の情報どおり口座振替結果から正しく、消し込み等の必要な処理をする機能があること</p>	<p>47 口座振替で引き落としできた情報から消し込み用データを作成する機能があること</p> <p>47 ××銀行口座振替サービス指定形式の口座振替結果データを取り込み、消し込みできること</p> <p>50 口座振替結果から正しく、消し込み等の必要な処理をする機能があること</p> <p>51 口座振替取込後、口座振替結果の反映処理前に、口座振替の結果を変更しても、変更前の情報どおり口座振替結果から正しく、消し込み等の必要な処理をする機能があること</p>	<p>19: 口座振替の場合は、期別ごとにどの口座から引き落としされたかが確認できること。振替不能となった場合は、理由が確認できること。</p> <p>口座振替分について、委託業者で集約された収納データにより消し込みができ、納付履歴 (収納日・口座振替日・口座金額・金融機関番号・支店番号・口座種別・口座番号・口座名・振替不能理由等) を管理 (更新) できること。なお、口座振替分消し込み時、既に納付されているものについては振替不能者からは除くこと。</p>	<p>口座振替結果を消し込むための必須機能であると見なされます。</p> <p>※詳細は口座の項にて</p>	<p>a) 口座引き落としは納付方法のひとつであるだけなので個別に機能として記載する必要はないのか (H市)</p> <p>⇒一般納付、コンビニ、口座などチャネルごとに消込をやっている場合を想定し、記載している。</p> <p>⇒引き落とし可否の結果から消込データを作成できればよく、消込データの仕様に納付方法の項目を入れておくよう要件整理する問題ではないかと考える。(H市)</p> <p>【備考】 統合的な収納データの消込について、別途要件化するかどうか (H市)。</p> <p>b) 消込結果の集計も納付方法を指定して集計できるような包括的な機能に指定するべき (H市)</p> <p>⇒他の構成員においてご意見がある場合、要否と理由をご回答ください。</p> <p>⇒納付方法別の集計は、決算事務を進める上で、必要となる場面が多いので、H市の意見に賛同する (E市)</p> <p>⇒収納機ごとに手数料を支払う必要があるためその集計が必要と考えた。(H市)</p> <p>【備考】 2.1.16の収納チャネル別の集計で完了するか</p>	
3	2.1.7.	2.16	<p>市町村長税金特別徴収の消込処理ができること。年金保険者毎に収入日を指定して、消込みが可能であること。消込処理の結果、年金保険者別の納付額を集計できること。</p> <p>【特別徴収】</p> <p>124. 特別徴収の消込の場合、年金保険者毎に振り込まれる日にちが異なるため、振込み日に合わせた消込みが可能であること。</p>	<p>9.2.1.2 年金特徴データ (市町村長税・道府県民税) が取込できること</p> <p>9.2.1.2 特徴データを基に分冊別集計表が出力できること</p> <p>住民税年金特徴消込 収納消込処理</p> <p>124. 消込エラーについては既消込情報へ登録を行えること。(消込エラー分については、オンライン画面から照会、修正、消込が可能) また、消込エラーが無い分については日計明細情報に登録を行い消込を行えること。いずれの場合でも、日計表には集計されること。</p>	<p>48 年金特別徴収ができた情報から消し込み用データを作成する機能があること</p> <p>49 年金特別徴収ができた情報から年金保険者別の納付額を集計し表示する機能があること</p> <p>※収入日を指定させるため、年金特徴結果通知データから年金保険者別の納付額を知りたい (収納消し込み前)</p>	<p>48 年金特別徴収ができた情報から消し込み用データを作成する機能があること</p> <p>49 年金特別徴収ができた情報から年金保険者別の納付額を集計し表示する機能があること</p> <p>※収入日を指定させるため、年金特徴結果通知データから年金保険者別の納付額を知りたい (収納消し込み前)</p>	<p>48 年金特別徴収ができた情報から消し込み用データを作成する機能があること</p> <p>49 年金特別徴収ができた情報から年金保険者別の納付額を集計し表示する機能があること</p> <p>※収入日を指定させるため、年金特徴結果通知データから年金保険者別の納付額を知りたい (収納消し込み前)</p>	<p>57: 課税システムからのデータを基に消込みができること</p> <p>年金機構からの収納データにより消込処理ができること。</p>	<p>市町村長税の年金特別徴収を消し込むための必須機能であると見なされます。</p>	<p><検討事項></p> <p>①その他に具体的に明記すべき必須機能はないか</p> <p>②</p> <p>a) 給与の特別徴収の場合は、一部納付時の納税者と結び付管理も必要 (H市)</p> <p>⇒結び付管理とは、どのようなことかご回答ください。</p> <p>⇒特別徴収を滞りなく納付していただく必要があり、滞りなく納付したとき、天引された元の納税者が納税証明書を通じてもとりたいたとき、残りの元納付者として納税を滞りなく納付していただく必要が想定されている。(H市)</p> <p>【備考】 6.2.4の証明書発行で検討</p> <p>その他</p> <p>a) 年金特徴だけ機能として記載しているのでしょうか? 給与の特別徴収も機能として規定する必要はないのでしょうか (H市)</p> <p>⇒給与特徴の消込は、機能としては一般納付に包含されると判断しているが、明確でない。ご意見ください。</p> <p>⇒問題なし (K市)</p> <p>【事務局】 給与特徴は一般納付に包含する整理とする (たたききに明記する)</p> <p>b) 課税額と納付額の不整合 (I市) については、過誤納の項 (3.1) で議論</p>	

機能名称			選定地方団体 機能要件					標準化候補検討		納税員 町前ご意見 (集約)	
仕様書たき台			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機軸	検討項目 (論点)	検討項目 (論点)
3	2.1.8.	コンビニ納付の申込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 本税と延滞金をそれぞれの設定に対して消込できること。		9.2.1.2 速報、確報が集計された集計表が出力できること		50 コンビニ代行業者からのデータで消し込み用データを作成する機能があること 51 コンビニ代行業者からのデータから、税目・振り込み予定日別に納付額と納付件数を集計し表示する機能があること ※公金日を確定するために会計部門へ税目別の納付額と納付件数を報告する（システム外であっても取り扱って可） 52 代表的な複数のコンビニ代行業者のデータ形式に対応していること			コンビニ納付分について、本税と延滞金を分けて消込処理ができること。	コンビニ納付対応していない自治体もあるため、オプション機能であると考えます。 ※コンビニ納付代行業者によってインターフェースが異なることが想定されるため、レイアウト調整等は発生する想定です。	<p>① 収入日単位の消込が標準でできていると判断する。</p> <p>② スマホ払い ⇒以下の要件が必要となる認識でよいのか、要否と理由を併せてご回答ください (必須機能か、オプションか) ・納付区分として差別できるようにする必要がある。 ・店舗コードを管理に追加できる必要がある。 ・収収書が納税義務者の手元に残らないため、車検用領収書を発行できる必要がある。 ⇒上記でたき台に記載する方向とする。（車検用領収書は証明書関連） ⇒店舗コードはメーカーコードが正しいのでは。(I市) 【備考】スマホ払いについて、上記に対応する旨を追加する</p> <p>③ 記載内容で問題なし 【備考】契約相手方（収納代行業者、金融機関等）とのインターフェース調整は必ず行うという認識を追加する</p> <p>その他 上記でも記載しており収納方法の問題などで個別に機能とする必要はないと考えます (H市) ⇒一括納付、コンビニ、口座などチャネルごとに消込をやっている場合を想定し、記録しているが、問題ないか、ご意見ください。 【備考】統合収納については別項で立てることでどうか (H市) 【備考】コンビニ納付については、オプションではなくたき台上必須機能とする</p>
3	2.1.9.	納付書発行データ（請求データ）をサービス事業者へ登録できること。 クレジット、マルチペイメントネットワークの消込処理ができること。 消込処理の結果、集計表が作成できること。 クレジット払いの申込書・契約者情報の登録、参照、抽出、修正等ができること。 また、一覧表を作成できること。		9.2.1.2 速報、確報が集計された集計表が出力できること 9.2.1.2 速報、確報ファイルについても同時に消込ができること				マルチペイメントネットワーク・クレジット ① 収納分を消し込むため機能は、対応していない自治体もあるため、オプション機能であると考えます。 ※マルチペイメントネットワーク通信サービスのASP事業者への納付書データの登録の要件もここに包含。事業者によりインターフェースは異なるため、レイアウト調整などは発生する想定 クレジット払い情報の管理機能については、新規クレジット払い対象者の取込や削除時に必須であると考えます。対応していない自治体もあるため、オプション機能であると考えます。	<p>マルチペイメントネットワーク・クレジット ① 収納分を消し込むため機能は、対応していない自治体もあるため、オプション機能であると考えます。 ※マルチペイメントネットワーク通信サービスのASP事業者への納付書データの登録の要件もここに包含。事業者によりインターフェースは異なるため、レイアウト調整などは発生する想定</p> <p>クレジット払い情報の管理機能については、新規クレジット払い対象者の取込や削除時に必須であると考えます。対応していない自治体もあるため、オプション機能であると考えます。</p>	<p>① 記載内容で問題なし ⇒一括納付、コンビニ、口座などチャネルごとに消込をやっている場合を想定し、記録しているが、問題ないか、ご意見ください。 【備考】統合収納については別項で立てることでどうか (H市) 【備考】コンビニ納付については、オプションではなくたき台上必須機能とする</p>	
3	2.1.10.	消込処理により、納付額（本税・延滞金）が最新の状態となること 消込処理により、延滞金額が確定・変更になった対象者リストが出力されること。 消込処理により、 <u>指定額>納付額となった場合は、延滞金額調整の計算を行うこと</u>	【一括消込】 81.一括消込データの延滞金計算対象の延滞金計算を行い、延滞金納付状況リスト及び延滞金報告書を作成する。	66 消し込みにより、収納情報の賦課納付額と延滞金納付額が最新の状態となること 70 消し込み処理により、賦課納付額が賦課額調整額以上となった場合は、延滞金額調整の計算を行い、収納情報を修正すること	69 消込時に、残確定延滞金が500円以下の場合は延滞金の自動カットができること。その際、パラメータによりカットするかしないかを選択できること。 (××市はカットしない、××市はカットする想定)			複数の納税員の仕様書で、消込完了後に納付額が最新の状態での延滞金を計算する仕様が記載されています。延滞金を適切に徴収するに必須機能であると考えます。	<p>① 少額の延滞金の取り扱いについての議論 (H市) ② 指定額>納付額ではないか (E市) ③ 延滞金の納付書の発行処理はどのような運用が一般的か計算方法。(I市補足) 【備考】延滞金は4.1.2で検討（※機軸条文は地方税法第20条の4の2）</p> <p>2) 延滞金の過払額は納付額<調整額で判断する。(E市) ⇒他の納税員も同様か、ご意見ください ⇒延滞金の過払額ではなく「確定延滞金」です。確定額納付額となった場合に、確定延滞金調整額の計算が必要となります。(E市) 【備考】赤字を、「確定額納付額」となった場合に、確定延滞金調整額の計算」と訂正</p> <p>3) 延滞金の納付書については、個別発行が一般的な運用。ただし、規模の大きい市では自動計算・一括発行。I市でも、法人については一括発行している。 ⇒他の納税員においても、一括発行が必要であれば、要否と理由を併せてご回答ください。 ⇒必要性という意見が多い。 ⇒一括納付の機能という意見もあり (E市、H市) 【備考】収納の機軸として整備するが、簿記システムと実装することも許容する想定。機軸の定義は4.で定義する。</p> <p>その他 a) 業務上確定延滞金の確定・変更は対象者リスト出力ではなく自動的に行われるべき (H市) ⇒たき台の記載では十分でないか、理由を併せてご回答ください。 ⇒確定延滞金の確定・変更が自動的に行われ、その対象者リストが出力されるという前提であればたき台の記載で十分。(K市) 【備考】上記内容を明記する</p>		
3	2.1.11.	法人市町村民税において、設定情報がない場合においても、消込処理ができること。 消込結果は法人税割、均等割に振り分けできること。 予定納税額が、 <u>確定申告で決定した額との差額が生じた際、その差額が未納額となること</u> 。 37.法人市村民税の未確定分納付データを管理できること。 【法人再消込処理】 83.法人住民税の消込エラーデータから再消込を行う。 【法人再消込分延滞金計算】 84.法人再消込分の延滞金計算を行う。	【収納情報管理】 36.法人市村民税の収納額の振り分けは、法人税割、均等割に振り分けできること。 予定納税額、確定申告で決定した額との差額が生じたときに、実際の未納額での表示となること。 37.法人市村民税の未確定分納付データを管理できること。 【法人再消込処理】 83.法人住民税の消込エラーデータから再消込を行う。 【法人再消込分延滞金計算】 84.法人再消込分の延滞金計算を行う。	8.2.1.2 システムにて設定が無い場合にはエラーリストが出力されること	77 申告により賦課した情報が収納システムに反映されるまで、その申告書に付く納付書の消し込みは、保留または仮の消し込みがされること 78 保留された納付と、申告により賦課した情報（事業年度の開始と終了、納付額、申告区分）が一致した場合は、自動で消し込みされること 79 再発行納付書など、申告書に付く納付書以外による納付の消し込みデータで消し込みする機能があること 80 保留または仮の消し込みがされた納付を、リスト等で確認する機能があること 81 保留または仮の消し込みがされた納付の情報を、修正する機能があること 71 収納情報が存在しなかった消し込みが、過額納付または保留または設定情報を作成しての消し込みのいずれかになること	64 申告税について、設定情報の取込み前(設定無しデータ)に対する消込みは仮収納(消込みエラー)とは別管理)として管理できること。 65 申告税の設定なし納付分について、機軸またはデータにて確認ができること。	法人市村民税において、設定がない場合でも納付データの取り込みができること。 設定がない場合の取込データは各法人の画面で確認できること。	法人市町村民税は申告に基づいたため、設定情報がない状態での消込ができる機能が必須であると考えます。 課税額からの変動が間に合っていない場合や保留された納付の場合などが想定されます。	<p>① 設定のない収入についてどういった運用を想定しているか (想定外) a) 保留扱いにして設定が変動したタイミングで消込される運用が多い。F市ではO円調整として消込し、調整後納付額に消込（繰上げ）をしている (F市)。 ⇒たき台の仕様で問題ないか、ご回答ください。 b) E市では、完全な納付額については、O円調整で消し込んだうえで還付している (E市)。 ⇒このような運用は他市でも同様か、要否と理由を併せてご回答ください。 ⇒このような運用は他市でも同様か、要否と理由を併せてご回答ください。 ⇒納付額について、履歴を要しない場合は、財務会計システムでの還付で十分 (D市、I市) ⇒納付額について、証明発行を要するケースの考慮など、なんらかの管理方法が必要 (E市、J市、K市) 【備考】E市に納付額リデータ管理する方法について議論</p> <p>2) 市県民税普通徴収分について (E市) ⇒国外転出の方の予定納税など、法人住民税以外でもケースとしては想定されるが、その場合、システム上対応が必要な機能はあるか、ご回答ください。 ⇒「市県民税普通徴収分の予定納税件数などの程度か」「手納額をどのように集約するか」は自治体によって状況が異なると思われる。法人市村民税を想定して定めた機能が法人住民税以外にも応用できるのが望ましい。当市には設定なしで納付額のみを消込できる機能はなく、仮でO円調整作成し消込で対応している。(E市) ⇒必須ではないという意見 (J市・K市)</p> <p>3) 法人市町村民税の見込納付について (E市) ⇒納付額から消込を自動作成される機能は必須であるか、ご回答ください。 ⇒共通納税の普及を考えると必須とすべきでないか。(E市) 【備考・機軸】設定がない場合の消込パターン（調整）について、どのパターンが最も適切か、ご意見ください。</p>		

【仕様書見直し】標準仕様書（機軸）05_収納管理

機能名称		仕様書たたきき	業務フロー上の対応	選定地方団体・機軸要件					標準化候補検討		納成員 町前ご意見（機軸）		
				B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機軸	検討項目（論点集）	検討項目（論点）	
3	2.1.12.	市取村民用退職分給還戻金は、納付額＝課税額として指定債権を作成して、消込を行えること。	2.16	35.個人住民税特例・退職所得分の納付額を管理できること。 【対象機軸】 ・特例退職者収入リスト ・特例退職者収入リスト ・収入年月日で期間指定し抽出できる					228.住民税4月～3月の退職所得分の収納情報の集計リスト出力及び集計明細のデータ出力 個人市民税（特別徴収・普通徴収）について、住民税システムの監理機能と収納台帳で作成した調定が更新処理の関連動作すること。（課税更新前日の納付対応すること。）	収納額での退職所得分の取り扱いについては、確認が必要と考えます（石記）。 一般に、調定額がない状態で納付されるものと考えられます。	<検討項目> ①退職所得額が判明した場合の運用について、どのような運用が一般的か ⇒標準仕様としては、たたき台の記載で問題ないか、ご意見ください。 ⇒調定情報を任意のタイミングで立てる機能も必要（A市） ⇒誤りを防ぐため、課税側からの連携とすべき（C市・K市） 【機軸】E市に、C市のような簡便に区分けした場合の対応方法について確認	納付額＝課税額とみなし、調定を自動で立てる運用と、あくまで課税側での入力・退職所得額が判明した場合の運用について、どのような運用が一般的か ⇒標準仕様としては、たたき台の記載で問題ないか、ご意見ください。 ⇒調定情報を任意のタイミングで立てる機能も必要（A市） ⇒誤りを防ぐため、課税側からの連携とすべき（C市・K市） 【機軸】E市に、C市のような簡便に区分けした場合の対応方法について確認	
3	2.1.13.	コンビニ収納・マルチペイメントネットワーク収納の連携データを取り込み、管理（参照）できること。	2.7	【コンビニ収納】 57.コンビニ収納の連携分・確定分の取り込みができること。 58.コンビニ収納の連携分・確定分の照会ができること。 【コンビニ収納】 59.コンビニ収納の消込ができること。 【コンビニ収納】 60.コンビニ収納は、速報・確定データを加味して未納額を表示する。				53. コンビニ速報を、納付情報を確認する処理（証明・滞納・収納）で、納付されていることがわかること 54. コンビニ速報を、納付情報を確認する処理（証明・滞納・収納）で、納付されているとして扱えること 55. コンビニ速報・滞納を、納付情報を確認する処理（証明・滞納・収納）へ情報を連携すること 56. 複数のコンビニ代行業者から、同日にデータが連携されても正常に処理可能であること ※代行業者が変更したときに、旧代行業者用バーコードの有効期限まで遷延がありえる。対応できること	25. コンビニ収納や振替MT、マルチペイメントなどについて、速報・確定データを加味し、下継り色の変更などで仮消込状態にできるように未納額の表示ができること 59. 株式会社MIO(または収納代行会社)から受け取ったコンビニ等での収納データをもとに速報、取消、滞納が管理できること。収納データについて、××市××市でレイアウトが異なっても対応できること。取消について確認のために速報取消マスタリストが出力できること。仮消込エラー発生時に確認のために速報エラーリストが出力できること。 60. 仮消込情報上のデータを集計し、財務納付書作成リストが作成できること。 61. 仮消込済みの中で速報状態で未消込みまたは取消が指定した日数以上こないものの確認ができること。 （速報後、確認または取消が来ない時に対応するための） 63. 仮消込情報の確認分に対して、収納代行会社から自治体への支払いが確認できた後、請求予定日のものを抽出し、本消込のデータが作成できること。 64. 未消込みを行った際、仮消込情報を確認状態にできること。 65. 速報データが来てから速報のデータが来る間に、税額更正等で調定額に変更があった場合でも、正常に納入処理できること。 62. 仮消込情報について、任意の状態（速報、滞納、取消）に変更できること。 （速報後、確認または取消が来ない時に対応するための）	25. コンビニ収納や振替MT、マルチペイメントなどについて、速報・確定データを加味し、下継り色の変更などで仮消込状態にできるように未納額の表示ができること 59. 株式会社MIO(または収納代行会社)から受け取ったコンビニ等での収納データをもとに速報、取消、滞納が管理できること。収納データについて、××市××市でレイアウトが異なっても対応できること。取消について確認のために速報取消マスタリストが出力できること。仮消込エラー発生時に確認のために速報エラーリストが出力できること。 60. 仮消込情報上のデータを集計し、財務納付書作成リストが作成できること。 61. 仮消込済みの中で速報状態で未消込みまたは取消が指定した日数以上こないものの確認ができること。 （速報後、確認または取消が来ない時に対応するための） 63. 仮消込情報の確認分に対して、収納代行会社から自治体への支払いが確認できた後、請求予定日のものを抽出し、本消込のデータが作成できること。 64. 未消込みを行った際、仮消込情報を確認状態にできること。 65. 速報データが来てから速報のデータが来る間に、税額更正等で調定額に変更があった場合でも、正常に納入処理できること。 62. 仮消込情報について、任意の状態（速報、滞納、取消）に変更できること。 （速報後、確認または取消が来ない時に対応するための）	<検討項目> ①速報データの取り扱いについて、仮消込状態にする運用が一般的か ②反映する団体、反映しない団体で二分される。 ⇒各団体の取り扱いについて、ご回答ください。 ⇒速報で取り込みが金額は、証明書の納付データには反映されるのが一般的か。反映すべきでないデータとなるか。 ⇒上記で問題ない。 ⇒金額を変更して発行する機能は必要（K市） 【機軸】速報の証明書の反映有無はパラメータで選択できるようにする。発行時の金額変更もできるようにする。これらについては証明発行の項（8.2.8）で要件化する。 【機軸】速報消込は必須の要件とする		
3	2.1.14.	速報データに対する取消データが連携された場合は、速報データを削除できること。	2.7						取消データが揃った場合は速報データの削除が可能のこと。 （速報後、確認または取消が来ない時に対応するための）	同上。 速報が揃る前に速報データが連携される運用は想定されずと考えます。	追加の論点集 【機軸】必須の要件とする		
3	2.1.15.	消込処理でエラーが発生した場合、年度・科目・期間指定をして収納消込エラーのリストが出力できること。エラー修正後、再消込処理ができること。	2.7	OCR消込 OCR日次決算処理 113. 収入日計表を作成し、消込エラーが発生した場合、年度・科目・期間指定をして収納消込エラーのリストが出力できること。また、画面より日計表を印刷できること。 データ抽出機能 186. 年度・科目を指定して、1円以上納付があって調定額と不一致データの一覧表が作成できること。また、CSVデータとして出力できること。				72. 指定された年月の、消込エラー収入金の修正内容に関する集計表と一覧表が機軸またはデータにて確認ができること。 73. 消込エラーとなったものについては一覧表を参照し、納付書と照らし合わせて誤りを修正し、再消込処理を行う。年金特例エラーについては調定情報と照らし合わせて、再消込処理を行う。	任意の日付で各科目の税額等不一致、エラーあり・申告なし等のアンマッチリストを出力できること。 複数の構成員の仕様にて、エラーリスト・アンマッチリストの種類について、論理チェック以外に必要な種別はありますか ⇒標準仕様としては、エラーリスト・アンマッチリストの精度を担う上で必須であると考えます。	<検討項目> ①エラーチェックの種類について、論理チェック以外に必要な種別はありますか ⇒標準仕様としては、エラーリスト・アンマッチリストの精度を担う上で必須であると考えます。	①エラーチェックの種類について、論理チェック以外に必要な種別はありますか ⇒標準仕様としては、エラーリスト・アンマッチリストの精度を担う上で必須であると考えます。		
3	2.1.16.	収入日・会計年度毎に科目毎の収入金の集計表（日計表）の確認ができること。現年・過年・繰越での抽出ができること。 本税・督促手数料・延滞金の内訳が確認できること。収納チャネル別の内訳が確認できること。 収入日・会計年度毎に科目毎の収入金の集計表（月計表）の確認ができること。現年・過年・繰越での抽出ができること。 本税・督促手数料・延滞金の内訳が確認できること。収納チャネル別の内訳が確認できること。	2.17	【収納情報管理】 33. 税別別（本税・督促・延滞金）の日計表、月計表、年計表を任意の日を指定して作成できること。 【日計確認】 67. 収納日・会計年度毎に科目毎の収入金（本税・督促・延滞金）の集計表（日計表）の出力ができること。 【月計確認】 68. 月計表の明細が確認できること。 69. 機軸の出力ができること。 【年計確認】 71. 年計表の機軸が出力できること 72. 指定月の調定・収入・還付・充当状況を集計する。日計表とのチェックに使用する。 【日計集計表作成】 206. 更新された収納日時から、日計情報を集計してリストにする。管理システムが取り込まない消込した科目の集計確認や、月ごとの消込結果確認に使用する。		163. 日計・消込済み集計と、実際の収入の一般を抽出し、入力データ別集計表が作成できること。 56. 各市の指定する任意の科目について取り込みができること。 ××市：税（国保含む） ××市：税、国保料、介護、後期高齢 64. 月計・収入日別に、科目別（地方自治法施行規則第15条別表）・課税年度・期別・納付種別別の収納金額と件数の情報が得られること。 確定した収入情報として財務会計へ入力する為の情報であること	163. 日計・消込済み集計と、実際の収入の一般を抽出し、入力データ別集計表が作成できること。 56. 各市の指定する任意の科目について取り込みができること。 ××市：税（国保含む） ××市：税、国保料、介護、後期高齢 64. 月計・収入日別に、科目別（地方自治法施行規則第15条別表）・課税年度・期別・納付種別別の収納金額と件数の情報が得られること。 確定した収入情報として財務会計へ入力する為の情報であること	163. 日計・消込済み集計と、実際の収入の一般を抽出し、入力データ別集計表が作成できること。 56. 各市の指定する任意の科目について取り込みができること。 ××市：税（国保含む） ××市：税、国保料、介護、後期高齢 64. 月計・収入日別に、科目別（地方自治法施行規則第15条別表）・課税年度・期別・納付種別別の収納金額と件数の情報が得られること。 確定した収入情報として財務会計へ入力する為の情報であること	229. 任意指定した収入日範囲に発生したしゅうちょ額付、コンビニ収納代行会社に対する支払手数料を算出する基本資料のリスト出力とその明細データ抽出	日次/月次消込処理後に、日計/月計表を作成できること。（紙及びCSVでの出力が可能のこと）	会計部門に日計・月計表を報告するため必須であると考えます。	<検討項目> ①金融機関別集計は、必須ではないが納成員が多数。 ②納付（公金口座に入金されている）されているか、消込されていない金額の日計表における取り扱い ③日計については即時（当日中）に出力する必要があるか ④日計として確認すべき項目は必要十分であるか ⑤その他に具体的に明記すべき要件は必須機能はないか	①金融機関別集計は、必須ではないが納成員が多数。 ②納付（公金口座に入金されている）されているか、消込されていない金額の日計表における取り扱い ③日計については即時（当日中）に出力する必要があるか ④日計として確認すべき項目は必要十分であるか ⑤その他に具体的に明記すべき要件は必須機能はないか
3	2.1.17.	収入金更正等内訳（財務会計）：指定した期間（処理日）別に地方自治法施行規則第15条別表（現年滞納別科目別）の「どここの項目から」「どここの項目へ」収入金を移したかの金額と件数の情報が得られること。 →科目及び現年滞納の収入金額を修正（金額の訂正） →違う科目等へ収入した場合の修正（科目・年度の修正） →ある「科目・現年滞納」から別の「科目・現年滞納」へ変更（科目別・年度別の収入金振り替え） →個人から還付（科目別・年度別の収入金の支出） →個人貸付したとしたが、還付できず収入金を戻入（科目別・年度別の収入金の支出）	2.17	収入状況日計表作成 収入状況日計表作成 149. 収入状況日計表を作成できること。（滞納年度別） 150. 収入状況日計表を作成できること（滞納年度別） 日別収納一覧作成 日別収納一覧作成 156. 収納履歴マスタを読み込み、日別収納一覧（法人住民税以外）、日別収納一覧（法人住民税）を作成できること。 機軸発行 収納消込実績表 157. 収納消込実績表を作成できること。 データ抽出機能 データ抽出機能 170. 指定した日計年月日の範囲で収納額、還付額、充当金額、充当先額を集計した集計表が作成できること。また、CSVデータとして出力できること。 171. 指定した科目と会計年度に該当する調定/収納情報から調定、収納、未納、過納の件数・金額を集計し収納率を算出した収納実績表が作成できること。また、CSVデータとして出力できること。 172. 指定した科目、基準日時点での調定/収納情報から調定、収納、未納、過納の件数・金額を集計し収納率を算出した収納実績表が作成できること。また、CSVデータとして出力できること。	165. 収入金更正等内訳（財務会計）：指定した期間（処理日）別に地方自治法施行規則第15条別表（現年滞納別科目別）の「どここの項目から」「どここの項目へ」収入金を移したかの金額と件数の情報が得られること。 →科目及び現年滞納の収入金額を修正（金額の訂正） →違う科目等へ収入した場合の修正（科目・年度の修正） →ある「科目・現年滞納」から別の「科目・現年滞納」へ変更（科目別・年度別の収入金振り替え） →個人から還付（科目別・年度別の収入金の支出） →個人貸付しようとしたが、還付できず収入金を戻入（科目別・年度別の収入金の支出）	165. 収入金更正等内訳（財務会計）：指定した期間（処理日）別に地方自治法施行規則第15条別表（現年滞納別科目別）の「どここの項目から」「どここの項目へ」収入金を移したかの金額と件数の情報が得られること。 →科目及び現年滞納の収入金額を修正（金額の訂正） →違う科目等へ収入した場合の修正（科目・年度の修正） →ある「科目・現年滞納」から別の「科目・現年滞納」へ変更（科目別・年度別の収入金振り替え） →個人から還付（科目別・年度別の収入金の支出） →個人貸付しようとしたが、還付できず収入金を戻入（科目別・年度別の収入金の支出）	229. 任意指定した収入日範囲に発生したしゅうちょ額付、コンビニ収納代行会社に対する支払手数料を算出する基本資料のリスト出力とその明細データ抽出	滞納滞納の報告に関する要件をE市をベースとして記載しています（記載内容が充足しているため）。	<検討項目> ①滞納滞納に関して、左記要件が必要十分か	滞納滞納の報告に関する要件をE市をベースとして記載しています（記載内容が充足しているため）。	<検討項目> ①滞納滞納に関して、左記要件が必要十分か	①滞納滞納に関して、左記要件が必要十分か	
2	2. 口座振替処理											・月計表について、出納滞り期間中は旧年度（旧年度・新年度）とも出力できることが必要（I市） ⇒出納「滞り」期間のことか、たたき台の記載で問題ないか。 ⇒上記の通り。現行システムで対応できていない。（I市） 【機軸】出納滞り期間中の上記の要件を必須で追加する。 ・月計表について、月・会計年度、科目・現年・過年・繰越ごとに調定額、収入額、滞納滞納、還付額、不納欠損額、執行停止額、滞滞滞額を確認している。月計表を会計年度ごとに集計した集計表を作成（K市） ⇒他の構成員においてご意見がある場合、要否と理由をご回答ください。 ⇒滞滞滞額でなく納滞滞額、訂正。（K市） 【機軸】納滞滞額とは何か。（K市） <確認事項> ⇒還付についても、件数・金額が集計される日計表が必要（D市） ⇒還付処理の機軸では不十分ということか。どういう用途か。 ⇒日計表としては集計されたものでよい。ただし、システム上でその内訳（収入増と還付充当額）が確認できたい。（D市） ⇒収入増・還付充当額とは何か。これらを日計で確認する必要があるか（D市）。 ・手数料計算はシステム外での対応が一般的 ⇒要件は要と整理するでよいか。 ⇒不要とする意見が多い。 【機軸】手数料計算はたたき台にも記載しないこととする ①県への報告のため、歳出予算から還付充当した額について、「充当元の税目」「滞納滞納」「充当した本税額」「充当した滞納滞納額」「充当した滞滞滞額」を明記した追加資料の明細が必要（E市） ②法人市民税については、還付充当時に「どの科目からどの科目へ充当するのか」、「どの科目から還付するのか」といった科目別のデータと一覧表がシステムから出力される（データは財務会計システムに取り込んで使用する。）（I市） ⇒他の構成員において、収納システムでやっているか、8市意見にあるように、財務会計で行う処理かご回答ください。収納側でやっている場合、どのような処理ができればよいか、理由を併せてご回答ください。 ⇒滞滞滞額での処理（旧市・旧市・旧市） ⇒財務会計へ連携するデータ出力が必要（K市） 【機軸】K市の機軸は財務会計システムのインターフェースに合わせた作りであるか ※標準仕様の範囲の外として、外付け開発を併発する方向で整理する	

【仕様書見直し】標準仕様書（機軸）_05_取納管理

機能名称		仕様書たたき台	業務フローとの対応	測定地方団体 機能要件					標準化候補検討		構成員 町前ご意見 (集約)	
				B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機軸	検討項目 (論点)	検討項目 (論点)
3	2.2.1.	口座情報管理	<p>対象科目毎に、口座情報（個人（法人）番号、科目コード、口座種別、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、名義人氏名（カナ・漢字）、名義人住所、振替開始日、振替終了日、口座申請日）を管理（参照、登録、変更、停止）できること。</p> <p>登録の際、登録履歴より参照作成ができること。複数の科目で使用される口座がある場合、一括で登録・修正ができること。</p> <p>終了口座を含めて、履歴を管理できること。</p>	<p>【口座振替】</p> <p>52. 口座情報の管理ができること。</p> <p>53. 口座情報の新規追加、口座等の変更、修正、解除、一時停止ができること。</p> <p>54. 1口座で複数の税、料の登録がある場合は一括で登録、修正をすることができること。</p> <p>【口座・納税組合情報参照】</p> <p>97. 口座の履歴（終了口座を含む）について確認できること。</p> <p>【口座】</p> <p>199. 口座振替者の振替区分（期別等）、開始日、名義人、停止日、終了日、金融機関等口座情報、処理日を管理することができること。</p> <p>【口座振替】</p> <p>54. 1口座で複数の税、料の登録がある場合は一括で登録、修正をすることができること。</p>	<p>9.2.2.1 振替口座を税目毎に登録できること、口座振替開始日、金融機関開出日、整理番号を入力できること。</p> <p>9.2.2.1 同市内の口座履歴を参照・参照作成できること。</p> <p>9.2.2.1 確認のための読み合わせリストが抽出できること（日付、時間の期間で抽出可）</p>	<p>22 口座情報（金融機関コードまたは金融機関名、支店コードまたは支店名、名義人カナ、口座種別、口座番号、の口座に関する情報）を登録・更新・無効にする機能があること。</p> <p>25 口座情報を無効に更新する機能があること。</p> <p>26 口座振替の単位で、口座振替の対象にする機能があること。</p> <p>27 閉じ振替履歴で、同じ納税義務者に課税されている場合は、翌年度も振替対象の情報が引き継がれること。</p> <p>30 振替対象と口座情報を関連付けし、口座振替の対象にする機能があること。</p> <p>31 非課税の場合でも、振替対象と口座情報を関連付けできること。</p> <p>32 課税システムで登録があれば（現状では課税がなく、次年度以降の課税対象であっても）、振替対象と口座情報を関連付けできること。</p> <p>33 有効な口座情報に、複数の振替対象を関連付けできること。</p> <p>34 有効な振替対象に、複数の有効な口座情報は関連付けできないこと。</p> <p>35 指定した口座情報と振替対象の関連付けを、無効にできること。</p> <p>37 振替対象と口座情報を関連付けが、有効になる日を、登録する機能があること。</p> <p>38 振替対象と口座情報を関連付けを、無効とする日または無期限に有効、を登録する機能があること。</p>	<p>32. 口座加入状況を選行口座・振替口座および税目と区分して表示できること。</p> <p>258 金融機関/口座振替手数料を払うため、任意の期間を設定し金融機関/税目別集計および請求書とデータで作成できること。</p>	<p>対象科目毎に、口座情報（個人（法人）番号、科目コード、口座種別、金融機関コード、支店コード、口座種別、口座番号、名義人氏名（カナ・漢字）、名義人住所、振替開始日、振替終了日、口座申請日、発行停止フラグ（口座関連情報の発行停止の利用）、分納区分、備考等）を管理（参照、登録、変更、停止）できること。</p>	<p>口座振替を実施するため、口座管理機能は必須と考えます。</p> <p>①口座の一時停止機能 (E市)</p> <p>②口座の一時停止機能 (E市)</p> <p>⇒停止とは異なるか。停止・解除のような運用で対応可能か？</p> <p>⇒廃止と併せて運用する。(E市・J市)</p> <p>【機軸】 廃止・停止を行わずに済ませたいか？</p> <p>b) 課税情報の単位で、口座振替の対象にする機能 (E市)</p> <p>⇒「課税情報の単位」とはどういう意味か。例えば軽自動車/車庫単位に口座を紐付ける運用か？</p> <p>⇒以下、E市の運用。</p> <p>固定資産税において、一人の方が所有でも共有でも所有形態が課税情報の単位・同一の有効な口座に複数の区に土地や家屋などを所有している場合一區ごとが課税情報の単位</p> <p>・軽自動車については、車両ごとに課税するが、義務者所有のすべての軽自動車は同一口座から振替する。(例) 3台所有している場合、連携記録をすべて車両単位で3行印字される。</p> <p>【機軸】 課税単位は課税対象という理解でよいのか？課税単位 (課税対象) の単位で異なる口座を設定できる機能が必要という理解でよいのか？ (E市) 他の構成員も必要か？</p> <p>c) 有効な口座情報に、複数の振替対象を関連付け (E市)</p> <p>⇒複数科目という理解でよいのか？</p> <p>⇒以下、E市の運用。</p> <p>一つの科目について複数課税がある場合、全ての課税を口座振替対象とし、合算ではなく課税ごとに口座振替情報を作成する。</p> <p>(例) 軽自動車について口座振替を申し込んだ場合、納税義務者所有のすべての軽自動車に同一の口座が紐付けられ、車両単位で振替データが作成される。</p> <p>【機軸】 他の構成員も課税の運用が必須か？</p> <p>d) 振替対象と口座情報を関連付けが、有効になる日、停止となる日を、登録する機能 (E市)</p> <p>⇒有効期間の設定という理解でよいのか。どういう業務経路のためか。</p> <p>⇒以下、E市の運用。</p> <p>指定した日から振替を開始したり終了したりできる機能の意味合い、振替開始通知前に振替が開始されることを想定する。</p> <p>【機軸】 たたき台の「振替開始日」・「終了日」の管理で必須十分か？ (E市) 他の構成員も同意か？</p> <p>e) 固定資産税について、課税単位である、登記ごとの登録等管理 (F市)</p> <p>⇒物産単位/口座の紐付けの運用か？</p> <p>⇒課税単位が、本人分・共有分などにより異なる納税通知書番号を付番しているため、その納税通知書単位での口座登録。(F市)</p> <p>【機軸】 他市と同じ運用か？</p> <p>f) 通知書番号ごとの登録 (E市)</p> <p>⇒納税通知書単位に口座を変更できる機能か。</p> <p>⇒現在、納税義務者ごとの宛先番号に口座情報を紐付けています。固定資産税は、通知書番号ごとに口座設定できるようにシステム設計し、軽自動車/車庫単位通知書番号(車両番号)ごとの紐付けが出来ないことでトラブルの原因にもなっています。(E市)</p> <p>⇒市民税、固定資産税は納税通知書単位で登録をする。軽自動車は、納税義務者所有のすべての軽自動車に同一の口座が紐付けられ、車両単位で振替データが作成されるので、科目によって機能をわけたほうがよい。(E市)</p> <p>【機軸】 他の構成員も同意か？</p> <p>f) 口座名義人の識別番号欄 (F市)</p> <p>⇒どのような番号か。</p> <p>⇒課税番号 (F市・E市)</p> <p>⇒連付金振戻し口座の登録も必要 (E市)</p> <p>⇒3.3.80記載で十分か。</p> <p>⇒課税単位。(E市)</p>			
3	2.2.2.	口座を指定し、誰のどの税目が振替対象となっているか確認できること。	<p>【口座・納税組合情報参照】</p> <p>98. 金融機関コード、口座番号など口座情報により確認ができ、同一の口座を使用している納税義務者の一覧を表示できること。</p>			<p>77 口座を指定し、誰のどの税目が振替対象となっているか確認できること。</p> <p>36 "口座情報と関連付けされている振替対象を、検索又は画面で一覧にする機能があること"</p>		<p>同一の口座を利用している納税義務者の一覧を検索できること。</p>	<p>同一の口座を利用している、各種調査に利用するため必須と考えます。</p>	<p>口座を義人死亡時に口座を止める必要もあり必須と考える (E市)</p> <p>⇒2.2.12の記載で十分か。</p> <p>⇒問題なし (E市・H市)</p>		
3	2.2.3.	市町村民税や固定資産税の物件を指定し、どの口座で振替対象になっているか確認できること。 納税通知書番号・納税義務者を指定し、どの口座で振替対象になっているか確認できること。	<p>【口座振替】</p> <p>44. 各税料の納期ごとに口座振替データを銀行（郵便局）別に作成できること。</p> <p>45. 口座振替用FDが作成できること。</p> <p>47. 宛名の口座情報を参照し、金融機関に送付する口座振替依頼データを作成すること。納期前延滞金も設定欄に含める。</p> <p>48. 口座振替Mデータを金融機関毎に併合して、口座振替依頼データを作成すること。</p> <p>【口座送付書】</p> <p>収納システムで作成した口座振替依頼情報を入力にして複数ファイルにつづらめとする。</p> <p>【口座振替】</p> <p>77. 口座振替用FDを作成する際、当該納期分以外の任意の期別明細を追加することが可能。また、任意の期別明細を振替停止とする登録を行うことが可能。</p> <p>【随時振替】</p> <p>87. 定期振替と別に、随時で口座振替依頼データを作成することが可能 (最大6回/月)。</p>	<p>9.2.2.3 口座振替依頼データを税目ごとに納期限での抽出ができること。</p> <p>9.2.2.3 金融機関毎、税目毎の抽出結果票が出力できること。</p>	<p>その他異動 口座振替異動</p> <p>112. 振替日を指定して、口座振替データの内容確認が行えること。また、振替データの追加・修正・削除が行えること。</p> <p>振替データ抽出 口座振替データ抽出</p> <p>136. 口座振替データの科目を特定し、全期前納税金を算出。口座振替情報を更新できること。</p> <p>137. 口座振替データの科目、期別を特定し、口座振替情報を更新できること。</p> <p>138. 口座振替対象の科目、納期限を特定し、口座振替情報を更新できること。</p> <p>139. 口座再振替対象データを抽出し、口座振替情報を更新できること。</p> <p>口座振替FD・MO作成 口座振替FD・MO作成</p> <p>140. 指定フォーマットでの口座振替用FD・MOを作成できること（銀行用）。</p> <p>141. 指定フォーマットでの口座振替用FD・MOを作成できること（ゆうちょ用）。</p> <p>データ抽出機能 データ抽出機能</p> <p>175. 歳入年度・科目を指定して、報告金が交付されたもの一覧表が作成できること。また、CSVデータとして出力ができること。</p>	<p>41 指定した税目の期別または指定した税目の全期（全期全納）で、下記の条件を満たす振替対象を納税額を引落しする口座振替依頼データを作成できること。</p> <p>※口座振替有効で、振替対象と口座情報の関連付けが有効なこと。</p> <p>※振替対象の納期が未来日であること。</p> <p>※振替対象の収納情報に未納分があること。</p> <p>42 口座振替依頼データは、全期別一括振替と期別の振替をまとめて、一つのデータにすること。</p> <p>43 口座振替依頼データを、金融機関別にファイルに分けて、作成すること。</p> <p>※××銀行口座振替サービス指定の形式</p> <p>44 金融機関別に口座振替依頼データの件数が確認できる機能方法があること</p> <p>※金融機関に件数を記載した送付票を送る必要があるため。</p> <p>45 口座振替依頼データを××銀行口座振替サービス指定の形式でファイル作成すること（金融協定形式を固定長CSVカンマ区切り改行コードありとした形式）</p> <p>46 特定の金融機関（商工中金）は、紙で口座振替依頼書を印刷すること。</p> <p>55 住民税普通徴収第1期または固定資産税第1期の納期限のときに第1期～第4期を一括で振替する機能があること</p>	<p>240. 口座・収納情報より口座振替依頼データが作成できること。</p> <p>パラメタ等の指定により以下の2種類のレイアウトに対応できること。</p> <p>① 金融協フォーマット (120バイト)</p> <p>② ××指定レイアウト (350バイト、義務者氏名のカタカナ、住所のカタカナ、住所のバーコードがあるため注意。株式会社印刷に委託している口座振替済通知書に使用するため)。</p> <p>241. 口座振替依頼対象者について各種検索が出力できること。</p> <p>(E市) 印刷で、対象者・対象者の引落依頼金額等を確認できること。</p> <p>また、税目、期別、金融機関別 (ゆうちょ銀行は事業主別) の金額、件数の集計表が作成できること。</p>	<p>固定資産税の所有者コードに変更が生じた納税義務者について、既に登録してある口座情報での振替可否を確認するためのチェックリストが作成できること。</p>	<p>複数の構成員の仕様に記載があることから、課税機軸・課税客体から口座を調査するために必須機能であると見えます。</p>	<p><検討事項></p> <p>①その他具体的に明記すべき実装必須機能はないか</p>		
3	2.2.4.	登録された口座情報に基づき、期別で口座振替依頼データを作成できること。全期全納もしくは期別を指定して作成できること。 振替依頼件数、金額が確認できること。 金融協フォーマットで作成可能なこと。 金融機関別に作成できること。	<p>【口座振替】</p> <p>77. 口座振替用FDを作成する際、当該納期分以外の任意の期別明細を追加することが可能。また、任意の期別明細を振替停止とする登録を行うことが可能。</p> <p>【随時振替】</p> <p>87. 定期振替と別に、随時で口座振替依頼データを作成することが可能 (最大6回/月)。</p>	<p>9.2.2.3 口座振替依頼データを税目ごとに納期限での抽出ができること。</p> <p>9.2.2.3 金融機関毎、税目毎の抽出結果票が出力できること。</p>	<p>41 指定した税目の期別または指定した税目の全期（全期全納）で、下記の条件を満たす振替対象を納税額を引落しする口座振替依頼データを作成できること。</p> <p>※口座振替有効で、振替対象と口座情報の関連付けが有効なこと。</p> <p>※振替対象の納期が未来日であること。</p> <p>※振替対象の収納情報に未納分があること。</p> <p>42 口座振替依頼データは、全期別一括振替と期別の振替をまとめて、一つのデータにすること。</p> <p>43 口座振替依頼データを、金融機関別にファイルに分けて、作成すること。</p> <p>※××銀行口座振替サービス指定の形式</p> <p>44 金融機関別に口座振替依頼データの件数が確認できる機能方法があること</p> <p>※金融機関に件数を記載した送付票を送る必要があるため。</p> <p>45 口座振替依頼データを××銀行口座振替サービス指定の形式でファイル作成すること（金融協定形式を固定長CSVカンマ区切り改行コードありとした形式）</p> <p>46 特定の金融機関（商工中金）は、紙で口座振替依頼書を印刷すること。</p> <p>55 住民税普通徴収第1期または固定資産税第1期の納期限のときに第1期～第4期を一括で振替する機能があること</p>	<p>240. 口座・収納情報より口座振替依頼データが作成できること。</p> <p>パラメタ等の指定により以下の2種類のレイアウトに対応できること。</p> <p>① 金融協フォーマット (120バイト)</p> <p>② ××指定レイアウト (350バイト、義務者氏名のカタカナ、住所のカタカナ、住所のバーコードがあるため注意。株式会社印刷に委託している口座振替済通知書に使用するため)。</p> <p>241. 口座振替依頼対象者について各種検索が出力できること。</p> <p>(E市) 印刷で、対象者・対象者の引落依頼金額等を確認できること。</p> <p>また、税目、期別、金融機関別 (ゆうちょ銀行は事業主別) の金額、件数の集計表が作成できること。</p>	<p>登録された口座情報に基づき、期別で口座振替依頼データ（データ）を一括及び期別に作成できること。</p> <p>金融機関向けに振替依頼データを作成するための必須機能であると見えます。</p> <p>データフォーマットは金融協フォーマットが標準であると想定されます。</p>	<p>金融機関向けに振替依頼データを作成するための必須機能であると見えます。</p> <p>データフォーマットは金融協フォーマットが標準であると想定されます。</p>	<p><検討事項></p> <p>①金融協フォーマット以外での振替は発生しうるか（紙帳票での振替依頼など）</p> <p>②その他具体的に明記すべき実装必須機能はないか</p>	<p>①</p> <p>紙帳票での振替依頼について、システム対応（出力）の要否について、理由を併せてご回答ください (E市)</p> <p>⇒以下、E市の運用。</p> <p>【機軸】 金融協にアクセスして少なくなってきたと思われるため、たたき台には追加しない方向で差し支えないか。</p> <p>②</p> <p>① 口座振替依頼データを、金融機関別にファイルに分けて作成すること (E市)</p> <p>⇒たたき台の記載が必要十分か。</p> <p>② 金融機関別に口座振替依頼データの件数が確認できる機能方法があること (E市)</p> <p>⇒「口座振替依頼データ作成」「振替依頼件数・金額の確認」とともに、金融機関別にを行う機能が必要と考えているが、たたき台の記載が分かりにくく思えます。</p> <p>(例) 「登録された口座情報に基づき、金融機関別に期別で口座振替依頼データを作成できること。全期全納もしくは期別を指定して作成すること。振替依頼件数、金額が金融機関別に確認できること。金融協フォーマットで作成可能なこと。」のようにたたき台を修正してはどうか？ (E市)</p> <p>【機軸】 E市調査の運用を修正する</p> <p><確認事項></p> <p>・納付前延滞金の運用について確認 (E市)</p> <p>・随時振替の運用について確認 (E市)</p> <p>・報奨金の運用について確認 (E市)</p> <p>⇒</p> <p>⇒随時振替の運用について、どのような運用かご回答ください (E市)</p> <p>⇒随時振替の運用について、どのような運用かご回答ください (E市)</p> <p>⇒随時振替の運用について確認 (E市)</p> <p>⇒不能事由「資金不足」のみ再振替にかけられているが、様々な理由により、不能事由が「資金不足」とならなかった場合などに、随時振替としてデータを作成している。(E市)</p> <p>【機軸】 システム機軸としては指定した期別以外の随時振替の機能を追加すればよいのか。他の構成員も必要か</p>		

標準仕様書（機軸）_05_取納管理			選定地方団体 機能要件					標準化候補検討		納税員 町前ご意見（機軸）	
機能名称	仕様書たき台	機能フロー上の対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機軸	検討項目（論点集）	検討項目（論点）
2.2.5.	口座振替停止情報管理	5.13	42. 口座振替停止依頼書を作成できること。	※おそらく当該処理は不要と判断された。			242. 口座振替依頼後の追加・変更・取消に関し、以下の依頼書発行が行えること。 1. 取消 → 取消依頼 2. 追加 → 追加依頼 3. 変更 → 取消依頼+追加依頼 243. 口座振替依頼媒体を作成してから納付のあったもの、または戻課額が0円となったもの等について抽出し、以下の依頼書が一括で作成できること。 1. 取消 → 取消依頼 2. 追加 → 追加依頼 3. 変更 → 取消依頼+追加依頼	口座振替請求後に納付や口座取消があった分について、定期的に口座振替停止情報（参照、登録、修正、削除）できること。	システム出力は必須ではないと見られるが、オプション機能を想定しています。	<検討項目> 各団体の運用・必要性について議論（必ずしもシステム対応は必要ないと考えられる）	<確認事項> ・納付前延滞金の運用について、どのような運用かご回答ください（B市） ⇒ ・臨時振替の運用について、どのような運用かご回答ください（B市） ⇒ ⇒納期延長等の理由で定期振替以外の月に振替を行うこと。（B市） ⇒不能事由「資金不足」のみ再振替にかけているが、様々な理由により、不能事由が「資金不足」とならなかった場合などに、臨時振替としてデータを作成している。（H市） 【確認】システム機能としては指定した期外以外の臨時振替の機能を追加すればよいか。 他の機軸も必要か。 ・前納税金は廃止済み（D市）
2.2.6.	口座振替結果管理	5.16	【口座振替】 46. 口座振替結果FDの取り込みができること。 49. 金融機関から返却された口座振替依頼データの結果集計表と、手数料集計表がそれぞれ出力できること。 49. 2.2.5 振替結果集計表と、手数料集計表がそれぞれ出力できること。 144. 口座振替FDを作成しFD再読み込みを行って、FDの妥当性をチェックし出すことができること。 データ抽出機能 データ抽出機能 179. 振替月の範囲を指定して口座振替依頼件数に対する振替件数の割合が分かる口座振替集計表を作成できること。また、CSVデータとして出力できること。	9.2.2.5 口座振替済・不能を含んだ結果データを取り込みできること。 9.2.2.5 振替結果集計表と、手数料集計表がそれぞれ出力できること。	48. 口座振替結果を、「収納済み」「口座再振替依頼」「口座振替不能」に分けて、処理を行えること。 49. 口座振替の結果の、科目別の引き落とし額と件数を、金融機関別にリスト出力する機能があること	244: 株式会社MUTOからの以下の口座振替依頼データ（結果）（税、保費、母子給付、介護、住宅、後期高齢者）が「リアルに入っている。」について、各市の指定する任意の科目について取込みができること。 ××市: 税（国庫食費） ××市: 税、国庫、介護、後期高齢者 245. 口座振替結果データより振替済・不納の判別を行い、振替済分は消込データ、不能分は不能データが作成できること。 また、口座振替結果データの内容に基づき、金融機関別口座振替一覧表が発行できること。	口座振替結果情報（振替済み/振替不能）を受け取り、管理（参照、登録、修正、削除）できること。	収納状況を確認するため、口座振替の結果の管理は必須機能であると考えます。 詳細については右記検討項目として挙げさせていただきます。	<検討項目> ①金融機関への手数料算出のための機軸は収納システムで算出するのが一般的か？ ②金融機関別の集計は日計とは異なるか？ ③その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	① a) 手数料算出のための機軸出力の可否は二分される。 ⇒手数料を算出している場合、何の値を算出しているかご回答ください。 ⇒件数が把握できればよいという意見が多数 【機軸】手数料の集計はたき台から削除する b) 日計とは別に、振替ごとの集計が必要である（I市、H市） ⇒他の機軸においてご意見がある場合、要否と理由をご回答ください。 ⇒口座の消込は振替日＝日計日で運用している。実入金になる日は金融機関ごとに入らうため金融機関ごとの振替結果が必要。（D市） 【機軸】たき台の記憶で読めると管理（金融機関別の振替結果はたき台に記憶しているため） c) 口座振替結果を、「収納済み」「口座再振替依頼」「口座振替不能」に分けて、処理を行える。 ⇒機軸にはどのような処理が必要となるか。（E市） ⇒2.16, 2.2.7, 2.2.10の記載で十分か ⇒以下、E市の運用 2.2.7「振替結果が残高不足となった対象者の再振替データを作成できること」 【機軸】不能対象者から残高不足対象者を抽出、という運用で問題ないか（E市） 【機軸】2.2.7（次項：振替不納データの取り扱い）②aで対応 2.2.10「口座振替不能データが、期間・税目ごとに振替不能理由を指定して抽出できること」 【機軸】2.2.7（次項：振替不納データの取り扱い）の記載で十分か（E市）	
2.2.7.	振替不能データについて、期間、税目、不能区分で抽出できること。 口座振替不能の理由を抽出できること。 不能対象者について、再振替データを作成できること。	5.21	【口座振替】 43. 口座振替不能の場合は、再振替することができること。 9.2.2.6 期間、税目、不能区分で振替不能データが抽出し出力できること。		53. 振替不能者で、振替対象と結びつく収納情報が未納であるものを対象に、未納分を対象とした口座振替依頼（期外・未納の全期別）を行う機能があること ※振替不能理由のうち、残高不足（該当の全額コード[1]）のみを対象にすること 54. 口座再振替が振替不能の場合は、すべて口座振替不能とすること 56. 振替不能者で、振替対象と結びつく収納情報が未納であるものを対象に、未納分を対象とした口座振替依頼（全期別）を行う機能があること	253. 金融機関から返却された振替結果を基に、口座振替不能の理由を抽出できること。 再振替は実施していない機軸もあることから、オプション機能を想定しています。	口座振替結果（不能）を管理できること。 不能が連続している納税義務者を抽出できること。	後続の処理（再振替、口座停止）を行うため納付情報の把握は必須であると考えます。 再振替は実施していない機軸もあることから、オプション機能を想定しています。	<検討項目> ①再振替処理について、必要性を確認。運用していない自治体も多いと想定される。 ②その他に必要な抽出条件はあるか ③その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	① a) 再振替の実施は、実施していない機軸が多いが、E市では実施している。 ⇒要否と理由をご回答ください。オプション扱いとするか検討。 ⇒実施していない（D市・H市、I市・K市）、実施している（J市・E市） 【機軸】必須機能として差し支えないか b) 振替不能理由のうち、残高不足のみを対象にすること（E市） ⇒ 振替不能区分＝残高不足での抽出は、不能区分の設定（ここに残高不足が含まれる）で対応できるか、ご回答ください。 ⇒不能区分＝振替不能理由ということであれば充足可。 【機軸】不能区分（金融機関フォーマットで定める不能区分）と連携する	

機能名称			測定地方団体 機能要件					標準化候補検討		納成員 訂前ご意見 (集約)		
仕様書たき台			B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目 (論点)	検討項目 (論点)	
3	2.2.8	各種通知書作成	振替口座の登録ができたデータを、期間・税目毎に抽出できること。 抽出した該当データをもとに、口座振替開始通知を出力できること。また、再発行もできること。	41. 口座振替に関する帳票を作成できること。	9.2.2.9 振替口座の登録ができた納税者のデータが、期間・税目毎に抽出できること。 9.2.2.9 抽出した該当データをもとに、口座振替開始通知が印刷できること。通知内の問い合わせ先を選択できること。発送日を指定して印字できること。 ※不納通知は別項目で記載	40 口座振替を開始する時期・税目等を記載した「口座開始 (登録完了)のお知らせ」を発行する機能があること 82 口座情報の登録後、口座開始のお知らせを発行する機能があること 84 郵便番号、住所又は所在地、方書、氏名又は名称、納税義務者名、郵便バーコード、システム上で該当の口座振替の情報を検索できる番号等を記載すること 85 送付先を指定している場合は、郵便用の宛名面へ指定した送付先を記載すること ※資産税受領代表者・資産税納税管理人での対応を必須とする 86 指定している送付先名称を記載するときは、納税義務者を併記すること ※資産税受領代表者・資産税納税管理人での対応を必須とする 87 口座登録が完了した通知であることを示す文面を記載すること ※プレ印刷を前提としても可 88 通知日・通知者 (通常は市長名) を記載すること 89 納税義務者、対象科目名、引き落とし対象の口座が分かる名称等、引き落とし金融機関名、引き落とし口座に関する情報 (口座番号などは一部) を記載すること 90 外字を含め、文字を正しく記載すること 91 氏名など、文字数が多く、帳票に収まらない場合は、警告画面またはエラーリストを出力すること ※8文字以上表示できる場合はなくても可			税目ごとに、口座振替開始、口座振替済、口座振替不能にかかる通知書 (納付書兼通知書)を一括または個別に作成できること。	多くの納成員の仕様で口座振替開始通知の要件が記載されており、必須機能であると考えます。	<検討項目> ① 期別の引き落としごとに常に出力する運用が一般的か要確認 ② その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	追加論点なし
3	2.2.9	口座振替できたデータを、期間・税目毎に抽出できること。抽出した該当データをもとに、口座振替済通知を出力できること。また、再発行もできること。	50. 振替結果を基に、振替が行えた義務者への口座振替済通知書を作成する。	9.2.2.7 口座振替できた納税者のデータが、期間・税目毎に抽出できること。 9.2.2.7 振替済通知の発行履歴から振替済通知を再発行できること	口座振替結果取次処理 振替結果通知書作成 145. 口座振替不能通知書 (+納付書)、口座振替済通知書を作成できること。	246. 軽自動車検査用口座振替分について口座振替済通知書が出力できること 247. 株式会社MUT0からの口座振替済通知書 (一般)の編集用データを元に、オンラインから口座振替済通知書が出力できること。データには以下の科目が含まれる。 (税、保育、母子医療、介護、住宅、後期高齢者の1年間の口座振替済情報が入っている。) 24. 任意の期間を指定して、口座振替結果の一覧をデータ出力できること。			多くの納成員の仕様で口座振替済通知の要件が記載されており、必須機能であると見えます。	<検討項目> ① 振替結果のタイムラグが納付書出力も行うか、要確認 (E市、H市、I市等は出力している) ② 口座振替・死亡について、別途お知らせの出力が必要となるか、要確認 ③ 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 ④ その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	① ・ 軽自動車以外は不要としてよい。必要な場合、理由をご回答ください。 ⇒ 軽自動車 (車検用証明) 以外の口座振替済通知を実施していないが、要不要の判断は、町参加団体のみではなく全体的な実施状況を踏まえて判断してほしいのか。(E市) ⇒ 振替に使用する場面がほとんどである想定されるが、あえて軽自動車のみを限定して仕様とする必要もないと考え。(H市) ⇒ 軽自動車以外の口座振替済通知とは、車検用納税証明書を想定しているか。単なる振替結果の通知か、車検用納税証明でないのなら、軽自動車も不要。(K市) 【備考】 証明書として使えるものを想定。帳票としては軽自動車専用とする ・ 出力する場合、期別の出力でなく、年次での出力が一般的か。 ⇒ 預収日と課定年 (現年) で抽出 (C市) 【備考】 預収日の抽出は、どのような用途か (C市)。他の納成員でも必要か。	
3	2.2.10	口座振替不能データが、期間・税目毎に抽出できること。抽出した該当データをもとに、口座振替不能通知を出力できること。また、再発行もできること。	51. 振替結果を基に、振替が行えなかった義務者への口座振替不能通知書を作成する。 【5. 口座振替不能通知】 75. 口座振替不能通知は規格統一し、OCRによる読み込みができること。	9.2.2.6 振替不能データをもとに口座振替不能通知が印刷できること。通知内の問い合わせ先を選択できること。発送日を指定して印字できること。	57 口座振替不能通知を、一括発行する機能があること 84 郵便番号、住所又は所在地、方書、氏名又は名称、納税義務者名、郵便バーコード、システム上で該当の口座振替の情報を検索できる番号等を記載すること 95 送付先を指定している場合は、郵便用の宛名面へ指定した送付先を記載すること 96 指定している送付先名称を記載するときは、納税義務者を併記すること 97 口座振替不能であることを通知する文面を記載すること ※プレ印刷を前提としても可 98 通知日・通知者 (通常は市長名) を記載すること ※専用用紙へのプレ印刷でも可 99 金融機関用の納付書として使用できる部分 (消し込みキーとなるコード、口座振替不能通知を識別するコード、納付額、納付延滞金額、納付合計額、納税義務者名) を記載すること 100 外字を含め、文字を正しく記載すること 101 氏名など、文字数が多く、帳票に収まらない場合は、警告画面またはエラーリストを出力すること ※8文字以上表示できる場合はなくても可	248. 口座振替結果データの不能分より、最新の収納状況を加味した口座振替不能通知書 (兼納付書) および一覧表が出力できること。口座振替不能通知書 (兼納付書) および一覧表には、不能の理由が表示されること。 249. M7外納付書による依頼分について、口座振替不能通知書が作成できること。 250. 口座振替不能通知書を発布日現在で延滞金を計算でき、延滞金を記載するとともに対象リストが作成できること。 251. 口座振替不能通知書について、特定の通知書の出力を取りやめることができること。 252. 口座振替結果データの振替不能者について、その理由 (死亡、解約等) により口座情報の口座凍結ができること。その際、確認リストおよびお知らせの通知書が出力できること。 253. 指定した税目・期間が全て口座振替不能の納税義務者に対し、停止通知書および対象リストが出力できること。また、データ出力できること。 256. 稼働後に必要に応じて、停止通知書の「お知らせ」の文章が変更可能なこと。			多くの納成員の仕様で口座振替不能通知の要件が記載されており、必須機能であると見えます。	<検討項目> ① 不能通知のタイミングが納付書出力も行うか、要確認 (E市、H市、I市等は出力している) ② 口座振替・死亡について、別途お知らせの出力が必要となるか、要確認 ③ 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 ④ その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	① a) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 b) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 c) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 d) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 e) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 f) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 g) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 h) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 i) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 j) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 k) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 l) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 m) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 n) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 o) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 p) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 q) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 r) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 s) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 t) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 u) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 v) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 w) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 x) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 y) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用 z) 振替不能の場合、近いうちに督促状が発送されることかオプショントypeの運用	
3	2.2.11	新規課税者に口座振替を勧奨するため、口座の申込書が出力できること。口座加入書を集計できること。(集約的に統計の取崩しにて整理する)	143. 新規課税者に口座振替を勧奨するため、口座の申し込み書を作成できること。	143. 新規課税者に口座振替を勧奨するため、口座の申し込み書を作成できること。	257. 新規課税者等の条件を指定し、口座振替の勧奨用に、参加者に対する任意ハガキが出力できること。また対象データが出力できること。				申込書の同時自体はシステム出力ではないが、同封筒で対応できると想定されるため、規模の大きい団体向けのオプションと想定します。	<検討項目> ① システム出力の運用としてはオプションを想定しているが問題ないか ② オプションでない (C市・D市・E市・I市・K市) ※対象者の抽出のみ (K市) ⇒ 不要 (H市) 【備考】 オプション扱いとする b) 口座加入書の集計はできた方がよい。(E市) ⇒ 統計の機能で整理する		
3	2.2.12	振替不能口座や死亡・転出等により使用されていない口座等について、職種で口座の停止処理ができること。 住基上の異動者で死亡者に口座が登録されているものを抽出できること。一定期間振替不能口座を抽出できること。	9.2.2.2 一定期間振替がなかった口座について、期間を指定して一括で廃止できること。確認のための一括廃止対象リストが抽出できること (日付、期間の期間で抽出可) 9.2.2.2 住基上の異動者で死亡者に口座が登録されているものをリスト化できること。	9.2.2.2 一定期間振替がなかった口座について、期間を指定して一括で廃止できること。確認のための一括廃止対象リストが抽出できること (日付、期間の期間で抽出可) 9.2.2.2 住基上の異動者で死亡者に口座が登録されているものをリスト化できること。	振替不能口座や死亡・転出等により使用されていない口座等について、職種で口座の停止処理ができること。				業務上、口座情報を情報としては残しつつ、停止する必要があるため必須と考えます。	<検討項目> ① トリガーになる抽出条件 (死亡、振替不能) は左記で必要十分か ② 物理削除 (データベースのレコードごと削除) は必要か	① a) 内容としては必要十分 b) 一定期間振替実績がなかった口座を抽出できる機能もあったほうがよい (E市) ⇒ 他納成員においてご意見がある場合、要否と理由をご回答ください。また、一定期間の条件はあるかご回答ください。 ⇒ 振替がなかった (課定が無い) 場合、金融機関側で取扱いを中止する例が多々ある。また、毎回不能通知を送付している納税義務者は職種で口座を廃止することであれば、便利な機能である。(B市) ⇒ 必要。納期内納付のため、一定期間については各自治体で見解が異なることが想定されるため任意で期間 (過ぎ0年等) を指定できるようにしてはどうか (C市) ⇒ 必要。長年実績がなかった場合、口座の閉鎖や金融機関側での取り消しがなされていることがあるため (D市) ⇒ 一定期間の条件は定めていないが、少なくとも5年実績がないものを抽出する機能は必要 (E市) ⇒ 職種による登録削除をする場合の対象を調べるため必要ではないかと思える。職種による登録削除をパラメータで設定できるようにすることが適当 (H市) ⇒ 必要 (J市) ⇒ 振替不能を認らざるため一括処理処理している。(K市) ・ 固定資産税の場合、当年課税1〜2期分連続して振替不能となったとき ・ 市県民税の場合、死亡・市街転出等により課税台帳がなくなったとき ・ 納税義務者死亡による口座振替停止処理を行うため、死亡者リストも必要 【備考】 赤字部分は必須とする。期間や連続不能回数・税目による抽出を追加する 物理削除は不要と想定 ⇒ 古い口座の扱いをどのようにしているか、永年持ち続けているのか。 ⇒ そのまま、死亡の際に強制停止するようにしている。(D市) ⇒ データを永年持ち続けるのは容量の関係で難しいと思われるので、レコードを削除する必要が出てきた場合でも、バックアップ等により削除後数年間は別の方法で確保できることが望ましい。(E市)	

【仕様書見直し】標準仕様書（機軸）_05_収納管理

標準仕様書（機軸）_05_収納管理				選定地方団体 機能要件					標準化候補検討		納税員 町前ご意見（集約）	
機能名称	仕様書たき台	機能フ ローとの 対応		B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点集）	検討項目（論点）
3.2.2.	充当予定日が到達したら、充当が実行されること。ただし、通知書発送までの期間の場合、更正処理が可能なこと。充当処理結果の照会ができること。充当の履歴管理ができること。	3.5	【充当データ】 145. 充当処理を行ったデータは即時に反映されること。 146. 充当元・先とも、充当履歴がもてること。	9.2.3.2 充当をする予定日付を間違えたら、自動で充当をおこなうこと 9.2.3.2 入力をした充当処理を行った日付、充当処理の決済日、充当をする予定日付で抽出期間を設定し、設定した期間の中で実行、充当処理を行った該当者をエクセル形式及び紙形式で実行、充当一覧が出力できること。 9.2.3.2 充当処理を行った、税目、期別へは、選付番号が付番されること 9.2.3.2 処理を行った日付、決済日、予定日付で抽出期間を設定し、付番、金額が集計された一覽集計表（振替起票用）、財務用充当一覧が発行できること	9.2.3.2 充当をする予定日付を間違えたら、自動で充当をおこなうこと 9.2.3.2 入力をした充当処理を行った日付、充当処理の決済日、充当をする予定日付で抽出期間を設定し、設定した期間の中で実行、充当処理を行った該当者をエクセル形式及び紙形式で実行、充当一覧が出力できること。 9.2.3.2 充当処理を行った、税目、期別へは、選付番号が付番されること 9.2.3.2 処理を行った日付、決済日、予定日付で抽出期間を設定し、付番、金額が集計された一覽集計表（振替起票用）、財務用充当一覧が発行できること		56 充当の記録として、次の内容を画面上で確認できること ① 過誤納金対象者・過誤納金発生日・過誤納金発生理由・過誤納金となった科目（税目）・過誤納金の額・納税通知書からシステムで過誤納金を検索できる番号（通知書番号等）・時効の情報・充当の対象者・納税通知書からシステムで充当情報を検索できる番号（通知書番号等）・過誤納金の履歴情報を検索できる番号等・充当先科目（税目）・通知の送付先・充当額・加算金額・加算金の計算日と算出根拠 70 期間を指定して、過誤納金の額のうち充当したものと実行したものを、科目・支出の区分に分けて集計する機能があること			充当処理の結果が即時で反映されること。充当処理後から通知書発送までの期間の場合、更正処理が可能なこと。 充当処理後から通知書発送までの期間の場合、更正処理が可能なこと。	充当処理の結果が即時で反映されること。 充当処理後から通知書発送までの期間の場合、更正処理が可能なこと。 充当処理後から通知書発送までの期間の場合、更正処理が可能なこと。	① 問題なし ② 145. 充当処理の同日に充当（予定日の概念なし）と予定日到達で充当2通りの運用に分離されること ⇒標準仕様としては、両方に対応できる必要があるか、どちらが効率的か？ ⇒任意のタイミングで処理していたほうがよい（H市） ⇒予定日到達で充当したとしても、システム上は処理と同時に充当が反映（H市） ⇒どちらも対応できたほうがよい（E市） 【確認】 それぞれ（予定日の概念あり・なし）、なぜそのような運用を行っているか。 ※即日充当で、何か問題があるのか（予定日を設けて予定日に充当しなくてはいけないケースがあるのか） ⇒充当予定日以前でも、充当予定情報が収納情報画面で容易に確認できる機能が必須（二重納付・確定申告等を防止するため）（E市） ⇒4で予定日到達の 収納情報管理（1.1.5）の仕様を反映を検討。 ③ 市県特約は、不一致リストをもとに組替処理を行う運用（F市） ⇒具体的に、どのような処理を行っているか？ ⇒期別の課税額と収入額が不一致のデータを抽出し、同年度内で過不足分が発生していた場合、事業所に確認したうえで組替処理を行っている。（F市） 【確認】 具体的にどのような処理を行っているか？（F市） 他の納税員でも同様か？
3.2.3.	過納が発生している納税義務者に対し、納期到来している期に未納があれば、自動充当ができること。	3.3					142 過納が発生している期に未納があれば、自動充当ができること。 自動充当の条件、優先順位などは詳細に指定できること。			充当自体は業務判断のもと手作業で実施できるため、必須ではないと考えます。現状の大きい自治体向けの機能としてオプションを想定します。	① 検討事項 ① 過納納税が多くなる発生する団体のオプション要件と想定 ② 仕様化する場合は、自動で充当金を設定していく優先順位の考え方の整理が必要。 ③ 自動充当において、自動化すべき範囲について、確認する。 充当の自動化されており、職員によって確認している。（H市）	① オプションの扱いで差し支えないか？ ⇒オプションでよい（E市） ⇒実施団体が少なければオプション機能として差支えないのでは。（一部自動充当を行っている）（E市） ⇒自動課税不足額への一括戻付も必要となるか、理由を併せてご回答ください（大規模自治体に必要な機能か） ⇒課税番号（選付番号は必須） 。問い合わせの際に検索するため（C市） ⇒自治体規模を問わず、必須と考え、同一課税同一期別に分けて複数回実行充当が出来ることあるため、作成した実行充当内容を詳細判別するために必要。（E市） ⇒「選付番号」「充当番号」と呼称しているが、発生した過納納税を管理するために必要。問い合わせや選付処理時に必須。（F市） 【確認】 課税番号の付番・照会をたき台に連携する ② 収入超過と同様に会計システムの科目発生ができるデータの出力機能が必須だと考える（H市） ⇒どのようなデータが必要となるか、理由を併せてご回答ください（2.1.17: 財務会計システム側との連携関係） ⇒別の税目にも充当した場合、会計システム上の各税目の収納額を変更する必要があるから 【確認】 2.1.17（財務会計システムへの連携関係）で完了するか ③ 検討事項 ・番号の付番は何を目的としているかご回答ください（C市の運用） ⇒問い合わせがあったときにシステムで確認する際に、どこからどこへ充当したか判断が容易にできるため。
3.2.3.	自動充当	3.3								充当自体は業務判断のもと手作業で実施できるため、必須ではないと考えます。現状の大きい自治体向けの機能としてオプションを想定します。	① オプションの扱いで差し支えないか？ ⇒オプションでよい（E市） ⇒実施団体が少なければオプション機能として差支えないのでは。（一部自動充当を行っている）（E市） ⇒自動課税不足額への一括戻付も必要となるか、理由を併せてご回答ください（大規模自治体に必要な機能か） ⇒課税番号（選付番号は必須） 。問い合わせの際に検索するため（C市） ⇒自治体規模を問わず、必須と考え、同一課税同一期別に分けて複数回実行充当が出来ることあるため、作成した実行充当内容を詳細判別するために必要。（E市） ⇒「選付番号」「充当番号」と呼称しているが、発生した過納納税を管理するために必要。問い合わせや選付処理時に必須。（F市） 【確認】 課税番号の付番・照会をたき台に連携する ② 収入超過と同様に会計システムの科目発生ができるデータの出力機能が必須だと考える（H市） ⇒どのようなデータが必要となるか、理由を併せてご回答ください（2.1.17: 財務会計システム側との連携関係） ⇒別の税目にも充当した場合、会計システム上の各税目の収納額を変更する必要があるから 【確認】 2.1.17（財務会計システムへの連携関係）で完了するか ③ 検討事項 ・番号の付番は何を目的としているかご回答ください（C市の運用） ⇒問い合わせがあったときにシステムで確認する際に、どこからどこへ充当したか判断が容易にできるため。	① オプションの扱いで差し支えないか？ ⇒オプションでよい（E市） ⇒実施団体が少なければオプション機能として差支えないのでは。（一部自動充当を行っている）（E市） ⇒自動課税不足額への一括戻付も必要となるか、理由を併せてご回答ください（大規模自治体に必要な機能か） ⇒課税番号（選付番号は必須） 。問い合わせの際に検索するため（C市） ⇒自治体規模を問わず、必須と考え、同一課税同一期別に分けて複数回実行充当が出来ることあるため、作成した実行充当内容を詳細判別するために必要。（E市） ⇒「選付番号」「充当番号」と呼称しているが、発生した過納納税を管理するために必要。問い合わせや選付処理時に必須。（F市） 【確認】 課税番号の付番・照会をたき台に連携する ② 収入超過と同様に会計システムの科目発生ができるデータの出力機能が必須だと考える（H市） ⇒どのようなデータが必要となるか、理由を併せてご回答ください（2.1.17: 財務会計システム側との連携関係） ⇒別の税目にも充当した場合、会計システム上の各税目の収納額を変更する必要があるから 【確認】 2.1.17（財務会計システムへの連携関係）で完了するか ③ 検討事項 ・番号の付番は何を目的としているかご回答ください（C市の運用） ⇒問い合わせがあったときにシステムで確認する際に、どこからどこへ充当したか判断が容易にできるため。
3.2.4.	充当処理の取消ができること。		133 選付・充当処理の取消し及び内容変更（本税・督促・延滞金の額、処理日等）ができること。	9.2.3.2 充当処理を取消することができること 9.2.3.2 取消前後の履歴が記載されたチェックリストが出力できること。チェックリストを出力しないと充当取消処理の更新ができないこと。	選付・充当異動 通知処理 102. 選付取消・充当取消ができること。		97. すでに選付充当処理した過誤納金の、当初期別を取り消すことができること。（ただし、出納閉鎖後一部充当ありのものは取消できないこと。） 98. すでに選付充当処理した過誤納金の当初期別の取り消しについて、一部選付充当については選付部分のみ変更ができること。			入力ミス訂正などのため、必須機能であると考えます。	① 追加論点なし ② その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ③ 検討事項 ① 出納閉鎖後の一部充当あり、とはどのような運用か（H市の運用） ⇒出納閉鎖したものはデータが仮に開通していても集計が狂う恐れがあるため変更できないようにしている。修正は別方法で行う。（H市） 【確認】 出納閉鎖後のデータは更新（修正）できない理解だが、他に照会はあるか（H市）	① 追加論点なし ② その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ③ 検討事項 ① 出納閉鎖後の一部充当あり、とはどのような運用か（H市の運用） ⇒出納閉鎖したものはデータが仮に開通していても集計が狂う恐れがあるため変更できないようにしている。修正は別方法で行う。（H市） 【確認】 出納閉鎖後のデータは更新（修正）できない理解だが、他に照会はあるか（H市）
3.2.5.	充当通知日とは別に充当通知日を指定入力できること。（加算金の計算は選付日で行う）						96. 充当通知日とは別に充当通知日を指定入力でき、延滞金の計算は充当通知日で計算できること。	充当通知日の起算日（徴収日、収入日、充当日等）を自動および手動で設定できること。		複数の構成員の仕様書にも記載があり、過去に遡って充当する場合など、通知日とは別に充当通知日を指定する必要があると考えられるため必須機能と考えます（加算金計算のための日付別に管理する）	① 検討事項 ① 充当通知日については指定入力機能だけでなく自動設定機能も必須（E市） ⇒自動設定後、修正対象を特定して運用で修正する運用か、他の構成員において、上記のような運用で運用しているか、理由を併せてご回答ください。 ⇒自動設定後、修正対象を特定して運用で修正する運用希望（D市） ⇒その運用を行っている。納期未到来額に充当する場合等にうまく設定されないため（H市） ⇒充当通知日は自動設定のみ（充当通知日の入力項目はない）「充当通知日は法令とおり自動入力されること」（K市） 【確認】 システムで自動判定されないのはどのようなケースか？ 【確認】 100の記録通り、「法令通り自動設定される」という要件でどうするか ② 過誤納による充当に伴う収納履歴では収納異動があった日と公金日異なるため、集計上充当履歴自体システム上で登録しておくことが望ましい（H市） ⇒8.2.1のたき台の記載で十分か？他の構成員において、上記のようなパターンで運用しているか、理由を併せてご回答ください。 ⇒十分と思われます。（D市） ⇒十分、運用している。理由は、先付で充当処理を行うことがあり、処理日を確認できるようにしておきたい。（H市） ⇒充当処理日システム上で確認できる機能があった方が望ましいのでは。理由は、後日、充当先に過納発生した場合（充当を行った日に納付される等の場合）、発生状況を判断するために充当処理日が情報として必要になることある。（E市） 【事務局】 たき台としては、3.2.1（充当処理）に記載済みという整理とする。	① 検討事項 ① 充当通知日については指定入力機能だけでなく自動設定機能も必須（E市） ⇒自動設定後、修正対象を特定して運用で修正する運用か、他の構成員において、上記のような運用で運用しているか、理由を併せてご回答ください。 ⇒自動設定後、修正対象を特定して運用で修正する運用希望（D市） ⇒その運用を行っている。納期未到来額に充当する場合等にうまく設定されないため（H市） ⇒充当通知日は自動設定のみ（充当通知日の入力項目はない）「充当通知日は法令とおり自動入力されること」（K市） 【確認】 システムで自動判定されないのはどのようなケースか？ 【確認】 100の記録通り、「法令通り自動設定される」という要件でどうするか ② 過誤納による充当に伴う収納履歴では収納異動があった日と公金日異なるため、集計上充当履歴自体システム上で登録しておくことが望ましい（H市） ⇒8.2.1のたき台の記載で十分か？他の構成員において、上記のようなパターンで運用しているか、理由を併せてご回答ください。 ⇒十分と思われます。（D市） ⇒十分、運用している。理由は、先付で充当処理を行うことがあり、処理日を確認できるようにしておきたい。（H市） ⇒充当処理日システム上で確認できる機能があった方が望ましいのでは。理由は、後日、充当先に過納発生した場合（充当を行った日に納付される等の場合）、発生状況を判断するために充当処理日が情報として必要になることある。（E市） 【事務局】 たき台としては、3.2.1（充当処理）に記載済みという整理とする。

機能名称			選定地方団体・機能要件					標準化候補検討		納税員 町前ご意見（集約）	
機能名称	仕様書たきたき	業務フロー上の対応	B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機軸	検討項目（論点集）	検討項目（論点）
3.2.6	充当加算金	充当をした対象の税目、期別へ法令どおり加算金の反映ができること 反映した加算金については加算金額の変更ができること		9.2.3.2 充当をした対象の税目、期別へ法令どおり加算金の反映ができること 9.2.3.2 反映した加算金については加算金額の変更ができること				充当適状日にあわせて充当加算金の計算ができること。	充当加算金を正しく計算するため、必須機能であると考えます。	<検討事項> ①法令通り、という仕様化で、解釈にゆらぎは生じないか。（適状日の指定方法など）	<確認事項> ・充当適状日による延滞金の計算、とはどのような運用かご回答ください（H市の運用）。 ⇒⇒⇒法律によるそのまま ・法人市民税について、延滞金の計算については充当適状日を使用し、還付加算金の計算については支出決定日（充当通知日）を使用するため、仕様書の（加算金の計算は適状日で行う）は（延滞金の計算は適状日で行う）が正しい（I市） ⇒他の構成員も同じ認識でいいか？ ⇒⇒認識が違った。充当による還付加算金計算の時期は充当した日であるが、充当適状日があればそちらが優先されるので、たたき台の記載のとおりで問題ない。（I市） ⇒⇒延滞金計算は充当元の納付日で扱っている。また、還付加算金は還付決定日で扱っている。（C市） ⇒⇒これは延滞金・加算金の計算の時期のことか。（K市） 【整理中】※機軸書
3.2.7	通知書	充当を行った税目、期別の対象者について充当通知書が一括または個別で出力できること。		9.2.3.2 充当を行った税目、期別の対象者について通知書充当通知書が発行できること。	決定・収納状況 通知納期会 56 通知納期会（還付情報、充当情報）の確認ができ、決議書・通知書の再発行が行えること。 還付・充当異動 通知処理 100. 「還付・充当決議書」「還付・充当通知書」を即時出力できること。	72 充当・還付に関する、還付・充当の対象者列の通知を印刷する機能があること 74 充当対象者宛に、充当のお知らせ（通知）を出力する機能があること 75 充当のお知らせであることを通知する文面を記載すること 76 充当者に還付先が指定されている場合は、郵便物の宛名面へ指定の還付先情報（郵便番号・住所又は所在地・氏名又は名称）を記載すること 77 通知日、通知者（通常は市長名）を記載すること 78 外字を含め、文字を正しく記載すること 79 氏名など、文字数が多く、画面に収まらない場合は、警告画面またはエラーリストを出力すること ※氏名で80文字以上印字できる場合機能が無くても可 80 オンライン処理で充当対象者を指定し、充当のお知らせを印刷する機能があること	36 還付（充当）決定日、通知日、還付済処理日、還付金支払日、通知納期会、充当明細、還付先（口座情報、年金機構）等の情報が通知納期会還付充当通知書単位で履歴として画面確認できること。	多くの構成員の仕様書に記載されており、充当する旨を納税者に通知するために必須機能と考えます。	<検討事項> ①市内で使用する決議書はシステム出力が必要か、要確認 ②その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか	① a) 決議書については、必要という構成員が多い ⇒市内の文書管理規定との照合はどのように整理しているかご回答ください。 ⇒必ずしも、オプションでも差し支えないか。 ⇒⇒オプションでよい（C市） ⇒⇒システムから紙出力した決議書を市内の文書管理システム上で処理する際に還付し、市内の文書管理規定の要件年限にたい保管している。実装上必須機能であるとの認識。（E市） ⇒⇒「決滞リスト」というリスト形式のものを起票に添付して決滞を取っている。「決滞」という文字をいれるかどうかは別として、文書の決滞を取るために還付・充当すべき対象者のリストが出力される必要（I市） ⇒⇒財務会計に係る文書管理規定上、支出決議を行った後、支出命令を行うことになっていきます。文書として決滞書は必要（K市） 【機軸】決滞に必要なリストはたたき台に追加する。決滞書の構成は、各課毎の文書管理規定によって異なるため、また、ペーパーレスの観点から、システムから出力しないこととする。 ② ⇒一部充当、一部還付の場合は、還付充当通知書として出力されることが望ましい（H市） ⇒他の構成員も同様か、要否と理由をご回答ください。オプションでも差し支えないか、ご回答ください。 ⇒⇒要、納税者に充当還付した旨をお知らせするため（C市） ⇒⇒同様の認識。通知納期については、基本的に還付と充当を分けて処理（一部充当、一部還付として還付充当通知書を送）しているため、実装上必要と考える。オプション可は他の事情による。（E市） ⇒⇒すべての通知において「還付・充当通知書」として出力されるので、個別に変える必要はない。1枚が望ましいが、還付と充当で分かれても問題はない（銀行は別々）（I市） ⇒⇒一部充当、一部還付は、変えた通知書を作成する運用にしたい（銀行は別々） とでしようか。当市では、元々還付と充当は分けております。納税者への通知文も「還付納期通知書」として、還付内容も充当内容も同じ書類に記載（K市） 【機軸】たたき台に「還付充当通知書」と分けるように記載する	
3.2.8	充当先の選択	他税目・他宛名への充当ができること。 延滞金・督促手数料の認定へ充当ができること。 他の宛名へ充当をした際には、充当元の充当額が自動で変更されること。	【他税目への充当】 147. 他税目への充当処理ができること。 【合算税目自動振替】 154. 内訳を持つ税目（国保・医療一般、医療退職、介護一般、介護退職、支援金一般、支援金退職法人；税割、均等割）において、合算すると完納しているが、内訳内の過納、内入がある場合に自動で振替し、内訳内完納とすることが可能。	9.2.3.2 他の宛名へ充当をする際には、税目、期別、通知書番号で充当先を特定し、他の宛名へ充当をすることができること。 9.2.3.2 他の宛名へ充当をした際には、充当元の充当額が自動で変更されること。			39 納付者以外を（法人等・相続人等）還付・充当先として選択できること。	他の期に充当可能であった場合に、任意に対象を選択し充当処理ができること。 他科目へ充当可能であった場合に、任意に対象を選択し充当処理（振替）ができること。 別個人番号の場合でも充当処理ができること。例）再転入の場合など 延滞金への充当処理、延滞金からの充当処理ができること。	同一宛名・同一科目に充当できる期別がない場合、他宛名・他科目を充当先として選択する必要があるため、必須機能と考えます。	<確認事項> ①内訳内完納の考え方について要確認（B市）	a) 要件の考え方に提示されているものは、どのようなパターンを想定されていますか（K市） ⇒納入は個人住民税で過納納が発生した場合で、個人住民税の納期未納期別に異なる場合、他の税目の完納に充当することをイメージしているが、問題ないか。 ⇒⇒問題ない。同一宛名の他税目に未納税がある場合は、当然充当対象です。 ⇒「他宛名」とは、「同一人格の別の宛名」を想定しているが、別人格に充当する運用はあるか、ご回答ください。 ⇒相続人代表や納税管理人とされている分や共有名義分などへの充当がよくある（D市） ⇒各課の宛名の考え方が統一されていなかったため、宛名の名寄せ等でトラブルが発生し、基本的には「同一人格の別宛名」が起らないような運用に変更しました。「他宛名」への充当の運用として、認定資産税の現住所認定を避けて行った結果、相続人代表として納税していたものを、納税義務者（現所有者）分へ充当することはあります。（K市） 【機軸】たたき台としては変更なしとする b) 滞納処分費にも充当できる機能が必要（H市） ⇒具体的にどのような機能が必要となるか。収納システムで管理する必要はあるか ⇒⇒滞納処分費にも充当できる機能が必要と考えます。（H市） 【機軸】収納システムに滞納処分費の認定をたてるということか（H市）
3.2.9	納期未到来対象への充当	納期未到来分への充当処理ができること。					納期未到来分への充当処理ができること。	一構成員の仕様書に記載があります。実施団体と未実施団体があると考え、オプション機能としています。	<検討事項> ①制度的な面も含め、実運用上問題ないか、確認	① ⇒必要という意見あり、必須機能とすべきか、要否のご意見をください。 ⇒⇒必要（C市） ⇒⇒実用上必要（D市） ⇒⇒実装上必須機能であるとの認識。更正で過納が発生した対象が滞納者の場合、発生した加算金を未納期別に充当することがある。（E市） ⇒⇒現在、還付加算金を未納税に充当する場合、ダイレクトに充当処理が出来ず、納付書での払込をしている。この処理ではタイムラグが発生するため、充当処理を可能とし、必須でお願いしたい。（K市） 【機軸】オプションではなく必須とする	
3.2.10	加算金の充当	還付加算金・充当加算金が発生した場合、税目、未納のある期別を選択し、選択した税目の期別へ充当人力ができること。					還付加算金からの充当処理ができること。	一構成員の仕様書に記載があります。実施団体と未実施団体があると考え、オプション機能としています。	<検討事項> ①還付加算金・充当加算金が発生し、かつ、未納の期別がある場合に充当することがあるか、運用を確認	① ⇒必要（C市） ⇒⇒実用上必要（D市） ⇒⇒実装上必須機能であるとの認識。更正で過納が発生した対象が滞納者の場合、発生した加算金を未納期別に充当することがある。（E市） ⇒⇒現在、還付加算金を未納税に充当する場合、ダイレクトに充当処理が出来ず、納付書での払込をしている。この処理ではタイムラグが発生するため、充当処理を可能とし、必須でお願いしたい。（K市） 【機軸】オプションではなく必須とする	

【仕様書見直し】標準仕様書（機軸）05_収納管理

機能名称		仕様書たき台	業務フロー上の対応	測定地方団体・機能要件					標準化候補検討		納品員 町前ご意見（集約）	
				B市	C市	D市	E市	H市	I市	要件の考え方・機能	検討項目（論点集）	検討項目（論点）
3	3.3.13.	市町村民税（給与特別徴収）の過額納金について、特別徴収義務者の選定先として納税義務者個人を選択できること。 選定先として年金保険者を選択できること。		【特徴選付・送納保留一覧表】 153. 選定先として納税義務者個人を選択できること。 【特徴にの対応も】 【特徴にの対応も】 156. 住民税給与特別徴収について、個人宛の選定先（選付通知、選付FD作成）を行うことが可能。 157. 選定先として納税義務者個人を選択できること。		41 給与特別徴収の過額納金の選付・充当先として納付した法人の従業員を選択できること		21. 市町村民税（特別徴収）について、特徴義務者の選定先として、納税義務者個人を任意に選定し、管理（参照、登録、修正、削除）できること。 選付通知先として特徴義務者を登録可能なこと。		複数の構成員の仕様に記載があり、給与特別徴収義務者ではなく納税義務者本人に選定し、管理（参照、登録、修正、削除）できること。 選付通知先として特徴義務者を登録可能なこと。	① 特徴選付・送納保留一覧表 ② その他に具体的な明記すべき実装必須機能はないか ③ 選定先として納税義務者個人を選択できること。	① 選付通知を個人にも出力する（F市） ⇒3.3.17の記載が必要十分か？ ⇒給与特別徴収の個人選付については、個人宛の選付通知書が出力できれば良い。（F市） 【事務局】3.3.17（選付通知発行/再発行）のたたき台参照
3	3.3.14.	市町村民税（年金特別徴収）の過額納金について、選定先として年金保険者を選択できること。 年金保険者への選定の別記が保留になる場合、選付処理の保留ができること。		【選課情報当初登録】 8. 特徴選付者一覧表が出力できること、CSV出力できること。 【特徴選付・送納保留管理】 152. 特徴（国民健康保険、介護保険料、後期高齢者医療料、住民税年金）の過額納金について、特徴選付に選付するか、年金保険者へ送納するか不明な場合、選付を一時的に保留することが可能。	9.2.3.3 年金特徴過額納金データ（徴収日>死亡日or徴収日>転出日）については、選課への過額納金が確定するまで選付しないよう制御がかけられること。	40 年金特別徴収の過額納金は選付・充当先として年金保険者を選択できること		以下、年金特徴の選付 100. 年金特徴の場合は、年金保険者宛の過額納金もできること。 104. 年金特徴の場合、本人選付分・選付保留分・年金保険者選付分に分けて管理できること。（メモでの対応は不可。クラウド管理は可。） 105. 選納待ち状態を把握するために、選付の口座の申請書が返信された時について本人へ選付処理してはいけないことが確認できること。 106. 未支給年金保留者の該当者一覧が作成できること。 107. 過額納金発生単位に選納日が指定できること、選納日には選付加算金の計算は行わない。 108. オンラインで選納入力済の過額納金について、支払日（選納日）更新を行い、件数・金額の集計表である過額納金集計表及び過額納金一覧表が出力できること。 109. 各税目の年金特徴において税額更正による減額がされないまま未納で滞っているものについて、決裁用の一覧が出力できること。 ただし、年金特徴については死亡日での判定ができること。 年金特徴については死亡日での判定ができること。 年金特徴期の過額納金については、年金特徴過額納金一覧表を作成する。		複数の構成員の仕様に記載があり、本人死亡等により、年金保険者（年金機構）に選定し、管理（参照、登録、修正、削除）できること。 選付通知先として特徴義務者を登録可能なこと。	① 年金特徴の死亡者への選付の運用について、なにをトガリにどのような処理を行うべきなのか、要確認。（保留後の処理が自治体によって異なるように併える） ② その他に具体的に明記すべき実装必須機能はないか ③ 選定先として年金保険者へ選付を行うこと、請求のない保険者については、選付判断について市から年金保険者へ照会を行っている。（E市） ⇒死亡後の年金から徴収された年金特徴は、選付or年金局への送納が判断する。未支給年金保留者の該当者一覧が出力できる機能が必要。また、送納の場合、システム上で送納入力ができること。（F市） ⇒死亡日と年金特徴の過額納金発生日の関係により社保庁送納金が発生する場合は、担当者が選定先「社保庁送納」を選択したうえで選付決定し、相違額を返納している。死亡日が該当の年金支給日（＝徴収日）の前日以前の場合、過額納金発生日時点で年金保険者（年金機構）への送納の有無が未判定の場合は、判定されるまで「選付保留」を選択したうえで選付決定している。次期システムでは、該当者抽出→徴収選納→一部処理の機能を実装予定。上記の運用に必要な「社保庁（機構）送納」、「選付保留」の区分が設けられ、通常の選付決定と区別されることが必要（I市） ⇒年金保険者に年金保険者への送納を不要を確認して選付処理を行っている。 ④ 年金保険者へ送納する場合、税の科目から別科目へ振り替えてから支出しているため、ダイレクトに「選付」するという考え方はありません。（K市） 【確認】 概ね、I市の要件で充足するか。システムの範囲と手運用の範囲を確認（I市）	
3	3.3.15.	選付未済処理	4.19.21	9.2.3.3 選付登録を行った該当者について選付期間を過ぎた上で選付登録済みの一覧の出力ができること。 9.2.3.3 選付通知発送後、一定期間選付金の受け取りがない対象者について、再通知が発行できること	9.2.3.3 選付登録を行った該当者について選付期間を過ぎた上で選付登録済みの一覧の出力ができること。 9.2.3.3 選付通知発送後、一定期間選付金の受け取りがない対象者について、再通知が発行できること	58 振込先口座の確認通知への返信が指定期間以上ない対象を抽出し、確認通知を印刷する機能があること	66 選付のお知らせや振込口座調査書を送付しても回答がない対象者（選付未処理者）への対応を支援する機能があること	119 選付処理が行われているが選付済み入力が未済のものを含む最新の（再発行日や選付催告日等を考慮）通知日で期間抽出して、過額納金選付通知書・選納待ち請求書の再発行が実行でき、発行した一覧が出力できること。 123 選付処理が行われているが選付済み入力が未済のものを含む最新の（再発行日や選付催告日等を考慮）通知日で期間抽出して、一覧、集計表が出力できること。一覧には未納や口座登録について、有無状態を表示できること。データ出力もできること。	選付通知を送付したが、選付処理が未済のものも抽出できること	ほとんどの構成員の仕様に記載があり、選付の実施状況を把握するために必須機能であると考える。	① 再発行とは何かご回答ください。（H市） ⇒再発行は必要ないという構成員が多い。 ⇒必須機能として差し支えないか、ご意見と理由をご回答ください。 ⇒必要（D市・E市・H市・K市） 納付や別項で窓口来庁した時の案内などで必要。選付処理にも利用（I市） 【確認】 再発行（赤字部分）は必須とする ② 転送通知の発行（F市） ⇒他の構成員でも同様か、要否と理由をご回答ください。 ⇒不要。発行していないため。（G市） ⇒一定期間選付未済の対象に対し勧奨の通知を行っている。業務上必須機能であるとの認識（E市） ⇒必要だが、再発行でも可。選付未済額の減のため必要な事務である。（I市） ⇒選付通知発送後、2か月経過しても口座指定の返送がない場合に、「未払い一覧表」をシステム抽出し、対象者へ「市税の払い戻しについて」というタイトルのメールを送付している。なお、選付の時刻の計算は、「市税の払い戻しについて」の発行日を始期としている。（K市） 【確認】 再発行した場合の選付の時刻計算は、他の構成員もK市と同様か？ 【確認】 勧奨通知は、再発行機能があれば不要と判断しないか？	
3	3.3.16.	選付未済であるものを、科目・支出の区分・時刻に分けて集計できること。		9.2.3.1 納期限が経過し未納の税目がひとつでもあれば、選付未済一覧に充当先がある旨の印等が記載されること。全税目の中で今現在口座振替を行っている該当者については、選付未済一覧にその旨が記載されることがわかるよう印等が記載されること。	9.2.3.1 納期限が経過し未納の税目がひとつでもあれば、選付未済一覧に充当先がある旨の印等が記載されること。全税目の中で今現在口座振替を行っている該当者については、選付未済一覧にその旨が記載されることがわかるよう印等が記載されること。	71 選付又は充当が未処理であるものを、科目・支出の区分・時刻に分けて計算する機能があること	99 選付対象の期別について過額納金発生、選付通知、選付未済、過額納金集計が実行できること。 124 選付未済システムは年金特徴の場合、本人選付分・選付保留分・年金保険者選付分に分けることができること。 125 選付処理が行われているが選付済み入力が未済の選付金の件数と合計金額を、税目・会計科目別に算出できること。 127 現年度及び滞納繰越収入分の歳入選付未済（当該月末日において振込できなかった）額の一覧表が作成できること。 選付未済額について歳入選付と歳出選付を区分して再発現の対応者のデータが出力できること。		ほとんどの構成員の仕様に記載があり、選付未済について状況を把握するために必須機能であると考える。	① 区分して、特定年度、選付発生年度が必要。（H市） ⇒他の構成員も同様か、要否と理由をご回答ください。 ⇒必要（D市・E市） ⇒特定年度と選付発生年度が異なるケースですか。どのような場合に発生しますか。選付発生年度は時刻管理は行っているため、特定年度・選付発生年度は不要。また、時刻のタイミングで選付未済対象一覧のリストが必要。リストには、選付決定した際に付番される管理番号・選付未済決定日・選付未済額等の項目が必要（K市） 【確認】 K市の不要意見に対して、D市・E市の意見確認		
3	3.3.17.	選付通知発行/再発行	4.6	【過額納金選付通知書・充当通知書出力】 140. 過額納金選付通知書、充当通知書の出力ができること。 【選付通知書・振込表示】 141. 選付金を口座に振込む場合の選付通知書の作成については、振込口座・口座名義人・振込予定日を記載することができること。口座情報については、口座システムを利用できること。	9.2.3.3 選付を行った税目、期別の対象者について過額納金選付通知書、充当通知書が発行できること。 9.2.3.3 処理を行った日付、決済日、予定日付で抽出期間を指定し、過額納金選付・充当通知書が発行できること。内容が記載された財務用宛先一覧が発行できること	72 充当・選付に関する、選付・充当の対象者宛の通知を印刷する機能があること 81 選付の対象者宛に、選付のお知らせ（通知）を出力する機能があること ⇒付随する要件は充当のお知らせと同様	88 選付及び充当の対象者宛に、選付及び充当のお知らせ（通知）を一律で出力する機能があること ⇒対象者への通知文及び郵送料を減らすために必要	96 選付のお知らせ又は選付及び充当のお知らせと、同封できるように出力する機能があること 97 選付金振込先口座の調査であることを通知する文面を記載すること	給与特徴の個人選付については、個人用の選付通知書を送付し、再発行できること。	ほとんどの構成員の仕様に記載があり、選付通知するために必須機能であると考える。詳細な運用上の差異については右記に検討項目を記載しています。	① 決裁書について、システム出力している構成員が多い。 ⇒標準仕様として必須機能とするか、オプション扱いで差し支えないかご回答ください。 ⇒必要（D市・E市） ⇒必要（D市・E市） ⇒決裁書自体は不要だが、決裁に添付するリストは必要（I市） ⇒文章管理規定の支出決定額と支出命令別仕様。必須機能をお願いしたい。（K市） 【確認】 3.2.7参照 ② a) お知らせ発布⇒本人からの請求⇒選付決定が一般的と想定される。 ⇒標準仕様として上記を前提として差し支えないか、ご回答ください。 ⇒問題ない（D市・E市・H市・K市） 法人市民税については、確定申告書の選付請求書をもってして、選付請求があったものとみなすため、当市ではお知らせは送らず選付決定をしている。（I市） 【確認】 法人市民税への選付について、他の構成員の運用を確認 b) 口座が明記している場合はF市印字、明記していない場合は口座申請書を同封する運用が一般的と想定される。 ⇒標準仕様として上記を前提として差し支えないか、ご回答ください。 ⇒問題ない（D市・E市・H市・I市・K市） 【確認】 たたき台に上記を追加する ③ a) 現金選付は複数の構成員で運用しているが、件数は少ないと想定される。 ⇒E市のように、支出は財務会計で行い、結果の管理ができれば問題ないか。 ⇒システムから振替書の出力（K市） ⇒他の構成員において、ご意見がある場合、要否と理由をご回答ください。 【確認】 3.3.8参照	
											④ a) システムでの名寄せは必要ないという意見が多い。 ⇒郵送時の名寄せは運用（手作業）で差し支えないか、ご回答ください。 ⇒問題ない（D市・E市・I市） ⇒次元で名寄せしてあれば反映するのだから、想定がよくありません。郵便番号ごとに印刷できる機能があればよいとします。（H市） ⇒個人の場合は選付先の口座をひとつで指定してくる場合が多いので、同一タイミングの時は同封して選付している。法人の場合は、税目によって選付先の口座をわけて指定している場合があった。分けて選付している。（K市） 【確認】 郵送時の名寄せは運用（手作業）でよいという意見が多いため、特設たたき台の修正は不要とする	